

令和5年度 木更津市地域防災計画（改訂案） 新旧対照表

<目次>

第1編 総則..... 1

第2編 地震・津波編..... 7

第2編 地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画..... 39

第3編 風水害等編..... 40

第4編 放射性物質事故編..... 53

第5編 大規模火災等編..... 53

第6編 公共交通等事故編..... 53

【資料編】..... 54

【協定編】..... 62

その他共通..... 623

第1編 総則

旧（令和4年改訂版）		新（令和5年改訂案）		理由
総一 1	第1章 計画の目的及び構成 第2節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、木更津市防災会議が作成する計画で、昭和43年の計画策定以降、令和3年3月まで幾度に渡る修正を行ってきた。 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大規模の地震であり、未曾有の災害をもたらした。国は、この大震災により得られた教訓を踏まえて平成23年12月に防災基本計画を修正し、その後数度の修正を経て、令和2年5月には令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風の教訓を取り入れた修正が行われている。千葉県においても令和3年12月に地域防災計画の修正を行ったところである。	総一 1	第1章 計画の目的及び構成 第2節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、木更津市防災会議が作成する計画で、昭和43年の計画策定以降、令和5年3月まで幾度に渡る修正を行ってきた。 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大規模の地震であり、未曾有の災害をもたらした。国は、この大震災により得られた教訓を踏まえて平成23年12月に防災基本計画を修正し、その後数度の修正を経て、令和2年5月には令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風の教訓を取り入れた修正が行われており、<u>その後も近年の災害対応の教訓を踏まえた修正が随時行われている。国の修正に合わせ</u>千葉県においても地域防災計画の修正を行っている。	時点修正及び記載方法の見直し
総一 2	第1章 計画の目的及び構成 第2節 計画の構成 本計画は、現実の災害への対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、 第1編 総則 第2編 地震・津波編 （地震・津波編附編 <u>東海地震</u>に係る周辺地域としての対応計画） －略－ 第1編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成25年修正において新設したものである。 －略－ <u>第2編地震・津波編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本市として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。</u>	総一 2	第1章 計画の目的及び構成 第2節 計画の構成 本計画は、現実の災害への対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、 第1編 総則 第2編 地震・津波編 （地震・津波編附編 <u>南海トラフ地震</u>に係る周辺地域としての対応計画） －略－ 第1編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成25年修正において新設したものである。 －略－ <u>第2編地震・津波編の附編として定めている南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）に基づいて指定された地震防災対策推進地域の周辺地域に位置する本市として、南海トラフ地震臨時情報が発令された場合における社会的混乱の</u>	「南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画」新設による

			<u>発生の防止等を目的としてまとめたものである。</u>						
総一 9	第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 5 指定公共機関 <u>(新設)</u>	総一 9	第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 5 指定公共機関	<table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td><u>楽天モバイル(株)</u></td><td><u>1 電気通信施設の整備に関すること</u> <u>2 災害時等における通信サービスの提供に</u> <u>関すること</u> <u>3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復</u> <u>旧に関すること</u></td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	<u>楽天モバイル(株)</u>	<u>1 電気通信施設の整備に関すること</u> <u>2 災害時等における通信サービスの提供に</u> <u>関すること</u> <u>3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復</u> <u>旧に関すること</u>	県改訂（指定 公共機関に指 定されたた め）
機関の名称	事務又は業務の大綱								
<u>楽天モバイル(株)</u>	<u>1 電気通信施設の整備に関すること</u> <u>2 災害時等における通信サービスの提供に</u> <u>関すること</u> <u>3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復</u> <u>旧に関すること</u>								
総一 11	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 (新設)	総一 11	<table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td><u>木更津造園建設業協</u> <u>同組合</u></td><td><u>災害時における避難場所に指定している公</u> <u>園施設等の機能の確保又は回復</u></td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	<u>木更津造園建設業協</u> <u>同組合</u>	<u>災害時における避難場所に指定している公</u> <u>園施設等の機能の確保又は回復</u>	庁内意見照会 の反映	
機関の名称	事務又は業務の大綱								
<u>木更津造園建設業協</u> <u>同組合</u>	<u>災害時における避難場所に指定している公</u> <u>園施設等の機能の確保又は回復</u>								
総一 13	第4章 地勢概要等 2 社会環境 (1) 人口 本市の人口は、市制施行後の周辺町村との合併により昭和50年代に 10万人を突破し、その後昭和60年に12万人を超えた後は横ばい傾向 が続いていたが、平成18年以降は増加に転じ、令和4年7月1日現 在、人口 <u>135,924</u> 人、世帯数 <u>64,574</u> 世帯（住民基本台帳による）とな っている。また、年齢構成別分布では、 <u>45～49</u> 歳の年齢構成が最も総 人口に占める割合が高くなっている。	総一 13	第4章 地勢概要等 2 社会環境 (1) 人口 本市の人口は、市制施行後の周辺町村との合併により昭和50年代に 10万人を突破し、その後昭和60年に12万人を超えた後は横ばい傾向 が続いていたが、平成18年以降は増加に転じ、令和5年10月1日現 在、人口 <u>136,419</u> 人、世帯数 <u>65,747</u> 世帯（住民基本台帳による）とな っている。また、年齢構成別分布では、 <u>50～54</u> 歳の年齢構成が最も総 人口に占める割合が高くなっている。	時点修正					
総一 14	2 社会環境 (3) ライフライン 上水道の普及率が99.9%（令和3年3月末現在）、下水道の人口普及 率が <u>55.7</u> %（ <u>令和3年3月末現在</u> ）となっている。 また、ガスは東京ガスネットワーク株式会社等各種ガス供給会社、電 力は東京電力パワーグリッド株式会社により供給されている。	総一 14	2 社会環境 (3) ライフライン 上水道の普及率が99.9%（令和3年3月末現在）、下水道の人口普及 率が <u>56.1</u> %（ <u>令和5年3月末現在</u> ）となっている。 また、ガスは東京ガスネットワーク株式会社等各種ガス供給会社、 電力は東京電力パワーグリッド株式会社により供給されている。	県改訂（時点 修正のため）					

総一
15

3 過去の災害
(1) 地震
市域を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域である。本市に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（1855 年）、関東地震（1923 年）などがあげられる。~~最近では~~1987 年の千葉県東方沖地震で震度 5（本市庁舎内設置の地震計で震度 6）を記録し、液状化の発生がみられ、水道管の破損、建物の亀裂、瓦の落下等の被害が発生した。2011 年東日本大震災では、本市における人的被害はなかったものの、津波の到達により漁業被害が発生している。

■地震災害の履歴

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	M6. 1 震源：千葉県北東部 震源の深さ：約 52 km	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。 県内での被害なし。	本市での被害なし。
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6. 0 震源：千葉県北西部 震源の深さ：約 73 km	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。白井市で重傷者 1 人、軽傷者は千葉市で 2 人、船橋市で 1 人、浦安市で 1 人。柏市では切れた電線により建物の屋根が部分焼。	午後 4 時 35 分千葉県北西部地震が発生。 本市では小浜地区で 60 戸が漸水。

総一
15

3 過去の災害
(1) 地震
市域を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域である。本市に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（1855 年）、関東地震（1923 年）などがあげられる。また、1987 年の千葉県東方沖地震で震度 5（本市庁舎内設置の地震計で震度 6）を記録し、液状化の発生がみられ、水道管の破損、建物の亀裂、瓦の落下等の被害が発生した。2011 年東日本大震災では、本市における人的被害はなかったものの、津波の到達により漁業被害が発生した。最近では、2023 年の千葉県南部の地震で震度 5 強を記録し、建物の亀裂、瓦の落下等の被害が発生した。

■地震災害の履歴

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	M6. 1 震源：千葉県北東部 震源の深さ：約 52 km	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。 県内での被害なし。	<u>市域の震度は 3。</u> 本市での被害なし。
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6. 0 震源：千葉県北西部 震源の深さ：約 73 km	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。白井市で重傷者 1 人、軽傷者は千葉市で 2 人、船橋市で 1 人、浦安市で 1 人。柏市では切れた電線により建物の屋根が部分焼。	<u>市域の震度は 5 弱。</u> 午後 4 時 35 分千葉県北西部地震が発生。 本市では小浜地区で 60 戸が漸水。

県改訂（時点
修正のため）

県改訂（時点
修正のため）

	2011 平成 23	3. 11	東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震	M9.0 震源：三 陸沖 震 源 の 深さ：約 24km	県内最大震度は震 度 6 弱(成田市・印 西市)。 県内の人的被害 は、死者 22 人、行 方不明者 2 人、負 傷者 261 人。 県内の建物被害 は、全壊 801 棟、半 壊 10,155 棟、一部 損壊 55,080 棟、床 上浸水 157 棟、床下 浸水 731 棟、建物火 災 18 件。 ※ <u>令和 2 年 3 月 10 日現在</u> —消防庁調べ—	市域の震度は 5 弱。 水道管破裂 5 箇 所、矢那地区で停 電(アカデミア変 電所)。 人的被害なし。 建物被害は床下浸 水 1 件、一部損壊 8 件。 漁業被害は海苔養 殖施設 16 件、船舶 46 隻(転覆 27 隻・ 陸 乗 り 上 げ 19 隻)。 平成 23 年 3 月 11 日 <u>18:30 分頃</u> 市役所付近におい て津波到達。 ・吾妻排水機場で 2.83m の津波 ・小櫃川遡上確認 (小櫃堰) ・矢那川遡上確認 (矢那川公園 付近)		2011 平成 23	3. 11	東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震	M9.0 震源：三 陸沖 震 源 の 深さ：約 24km	県内最大震度は震 度 6 弱(成田市・印 西市)。 県内の人的被害 は、死者 22 人 (<u>うち、津波による死 者 14 人(旭市 13 人、山武市 1 人)</u>)、 行方不明者 2 人 (<u>津 波による</u>)、負傷者 <u>270</u> 人。 県内の建物被害 は、全壊 <u>807</u> 棟、半 壊 <u>10,313</u> 棟、一部 損壊 <u>57,497</u> 棟、床 上浸水 <u>61</u> 棟、床下 浸水 <u>455</u> 棟、建物火 災 <u>15</u> 件。 ※ <u>令和 4 年 8 月 3 日現在</u>	市域の震度は 5 弱。 水道管破裂 5 箇 所、矢那地区で停 電(アカデミア変 電所)。 人的被害なし。 建物被害は床下浸 水 1 件、一部損壊 8 件。 漁業被害は海苔養 殖施設 16 件、船舶 46 隻(転覆 27 隻・ 陸 乗 り 上 げ 19 隻)。 平成 23 年 3 月 11 日 <u>午後 6 時 30 分 頃</u> 市役所付近におい て津波到達。 ・吾妻排水機場で 2.83m の津波 ・小櫃川遡上確認 (小櫃堰) ・矢那川遡上確認 (矢那川公園 付近)	県改訂(時点 修正のため)
	2012 平成 24	3. 14	千 葉 県 東 方 沖 地震	M6.1 震源：千 葉県東方 沖 震 源 の 深さ：約 15km	県内最大震度は震 度 5 強。 県内の人的被害 は、死者 1 人、負傷 者 1 人。 県内の建物被害 は、半壊 2 棟、一部 損壊 219 棟。 その他、銚子市で はブロック 塀等 が 4 か所で倒壊、 また銚子市及び香 取市において、一	負傷者 1 人。		2012 平成 24	3. 14	千 葉 県 東 方 沖 地震	M6.1 震源：千 葉県東方 沖 震 源 の 深さ：約 15km	県内最大震度は震 度 5 強。 県内の人的被害 は、死者 1 人、負傷 者 1 人。 県内の建物被害 は、半壊 2 棟、一部 損壊 219 棟。 その他、銚子市で はブロック 塀等 が 4 か所で倒壊、 また銚子市及び香 取市において、一	<u>市域の震度は 3。</u> 負傷者 1 人。	

別添資料 2 「木更津市地域防災計画_新旧対照表」
令和 5 年 1 0 月 木更津市総務部危機管理課作成

					時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生。						時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生。		
2019 令和 元	5. 25	千 葉 県 北 東 部 の地震	M5. 1 震源：千 葉県北東 部 震 源 の 深さ：約 38km	県内最大震度は震 度 5 弱。 県内で軽傷者 1 人 (千葉市)。	本市での被害なし。		2019 令和 元	5. 25	千 葉 県 北 東 部 の地震	M5. 1 震源：千 葉県北東 部 震 源 の 深さ：約 38km	県内最大震度は震 度 5 弱。 県内で軽傷者 1 人 (千葉市)。 <u>家屋の一部損壊 5 棟</u>	<u>市域の震度は 3。</u> 本市での被害なし。	
(新設)							<u>2020 令和 2</u>	<u>6. 25</u>	<u>千 葉 県 東 方 沖 の地震</u>	<u>M6. 1 震源：千 葉 県 東 方 沖 震 源 の 深さ：約 36km</u>	<u>県内最大震度は震 度 5 弱。 県内で重傷者 1 名 (市原市)、軽傷者 1 名(いすみ市) 家屋の一部損壊 7 棟</u>	<u>市域の震度は 2。</u> <u>本市での被害なし。</u>	
(新設)							<u>2021 令和 3</u>	<u>10. 7</u>	<u>千 葉 県 北 西 部 の地震</u>	<u>M5. 9 震源：千 葉県北西 部 震 源 の 深さ：約 75km</u>	<u>県内最大震度は震度 5 強。 県内で重傷 2 名(木更 津市、習志野市)、軽傷 者 12 名 袖ヶ浦市の危険物施設 で火災が発生(負傷者なし) その他、市原市で漏水 が発生(1か所)</u>	<u>市域の震度は 4。</u> <u>負傷者 1 人。</u>	
(新設)							<u>2023 令和 5</u>	<u>5. 11</u>	<u>千 葉 県 南 部 の 地震</u>	<u>M5. 2 震源：千 葉県南部 震 源 の 深さ：約 40km</u>	<u>県内最大震度は震 度 5 強。 軽傷者 6 人(千葉 市 2、松戸市 1、茂 原市 1、鎌ヶ谷市 1、 君津市 1) 一部損壊 16 棟(木 更津市 7、君津市 8、 勝浦市 1)</u>	<u>市域の震度は 5 強。 一部損壊 7 棟(屋 根瓦の落下等)</u>	

総一 18	(2) 風水害等 本市は、日本でも比較的暖かな房総半島にあるため、雪害を被ったことがほとんどない。現在、最も留意すべき気象災害は、がけ崩れ、台風や集中豪雨等の大雨による外水氾濫、内水氾濫である。 ■風水害等の履歴 <table><tr><th rowspan="2">年</th><th rowspan="2">月 日</th><th rowspan="2">災 害 名</th><th rowspan="2">総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 アメダス)</th><th colspan="6">被害の状況</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>死者</th><th>負傷者</th><th>住家 (戸)</th><th>田畑 (ha)</th><th>が け 崩 れ</th><th>そ 他 (件)</th></tr><tr><td>2021 令和3</td><td>7. 3</td><td>大雨</td><td>157.5mm 42.5mm/ h</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>道路冠水29</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	年	月 日	災 害 名	総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 アメダス)	被害の状況						備考	死者	負傷者	住家 (戸)	田畑 (ha)	が け 崩 れ	そ 他 (件)	2021 令和3	7. 3	大雨	157.5mm 42.5mm/ h						道路冠水29																																			総一 18	(2) 風水害等 本市は、日本でも比較的暖かな房総半島にあるため、雪害を被ったことがほとんどない。現在、最も留意すべき気象災害は、がけ崩れ、台風や集中豪雨等の大雨による外水氾濫、内水氾濫である。 ■風水害等の履歴 <table><tr><th rowspan="2">年</th><th rowspan="2">月 日</th><th rowspan="2">災 害 名</th><th rowspan="2">総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 アメダス)</th><th colspan="6">被害の状況</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>死者</th><th>負傷者</th><th>住家 (戸)</th><th>田畑 (ha)</th><th>が け 崩 れ</th><th>そ 他 (件)</th></tr><tr><td>2021 令和3</td><td>7. 3</td><td>大雨</td><td>157.5mm 42.5mm/ h</td><td></td><td></td><td>住家 床下浸 水2</td><td></td><td></td><td>道路冠水29</td><td></td></tr><tr><td>2022 令和4</td><td>7. 15</td><td>大雨</td><td>102.0mm 60.0mm/ h ※2</td><td></td><td></td><td>住家 床下浸 水2</td><td></td><td></td><td>道路冠水7</td><td></td></tr><tr><td>2023 令和5</td><td>6.2 ～ 3</td><td>台風 2号</td><td>111.0mm 35.0mm/ h ※2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>道路冠水8</td><td></td></tr><tr><td>2023 令和5</td><td>9.8 ～ 9</td><td>台風 13号</td><td>248.5mm 46.0mm/ h ※1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>道路冠水9</td><td>避難所 への避 難者数 最大15 人</td></tr></table>	年	月 日	災 害 名	総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 アメダス)	被害の状況						備考	死者	負傷者	住家 (戸)	田畑 (ha)	が け 崩 れ	そ 他 (件)	2021 令和3	7. 3	大雨	157.5mm 42.5mm/ h			住家 床下浸 水2			道路冠水29		2022 令和4	7. 15	大雨	102.0mm 60.0mm/ h ※2			住家 床下浸 水2			道路冠水7		2023 令和5	6.2 ～ 3	台風 2号	111.0mm 35.0mm/ h ※2						道路冠水8		2023 令和5	9.8 ～ 9	台風 13号	248.5mm 46.0mm/ h ※1						道路冠水9	避難所 への避 難者数 最大15 人	時点修正
年	月 日					災 害 名	総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 アメダス)	被害の状況						備考																																																																																																																
		死者	負傷者	住家 (戸)	田畑 (ha)			が け 崩 れ	そ 他 (件)																																																																																																																					
2021 令和3	7. 3	大雨	157.5mm 42.5mm/ h						道路冠水29																																																																																																																					
年	月 日	災 害 名	総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 アメダス)	被害の状況						備考																																																																																																																				
				死者	負傷者	住家 (戸)	田畑 (ha)	が け 崩 れ	そ 他 (件)																																																																																																																					
2021 令和3	7. 3	大雨	157.5mm 42.5mm/ h			住家 床下浸 水2			道路冠水29																																																																																																																					
2022 令和4	7. 15	大雨	102.0mm 60.0mm/ h ※2			住家 床下浸 水2			道路冠水7																																																																																																																					
2023 令和5	6.2 ～ 3	台風 2号	111.0mm 35.0mm/ h ※2						道路冠水8																																																																																																																					
2023 令和5	9.8 ～ 9	台風 13号	248.5mm 46.0mm/ h ※1						道路冠水9	避難所 への避 難者数 最大15 人																																																																																																																				
総一 21	第5章 防災ビジョン 3 防災ビジョンの目標 (3) 災害に強いまちをつくる ウ 将来的な個別課題 (エ) 法による規制 都市計画に合わせて、防火・準防火地域の指定をはじめとする建築規制等を実施して、安全なまちづくりを行う。	総一 21	第5章 防災ビジョン 3 防災ビジョンの目標 (3) 災害に強いまちをつくる ウ 将来的な個別課題 (エ) 法による規制 屋根不燃化区域の指定をはじめとする建築規制等を実施して、安全なまちづくりを行う。	庁内意見照会の反映																																																																																																																										

第2編 地震・津波編

旧（令和4年改訂版）		新（令和5年改訂案）		理由				
地－ 7	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 (担当表内) 1 防災教育／危機管理課、学校教育課、消防本部、子育て支援課、こども保育課、健康推進課 －略－ 1 防災教育 (2) 教育における防災知識の普及 防災教育は幼少期からの実施が有効であることから、学校教育課、こども保育課は、園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進める。また、防災に対する実践的な訓練を行う。 －略－ (4) 防災知識の普及、防災訓練の実施 子育て支援課こども保育課、健康推進課、学校教育課は、妊産婦及び乳幼児・児童・生徒の保護者に対してパンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。	地－ 7	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 (担当表内) 1 防災教育／危機管理課、学校教育課、消防本部、こども保育課、健康推進課 －略－ 1 防災教育 (2) 教育における防災知識の普及 防災教育は幼少期からの実施が有効であることから、学校教育課、こども保育課は、園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、<u>家庭や地域の消防団員等と連携し</u>、防災教育を計画的に進める。また、防災に対する実践的な訓練を行う。 －略－ (4) 防災知識の普及、防災訓練の実施 こども保育課、健康推進課、学校教育課は、妊産婦及び乳幼児・児童・生徒の保護者に対してパンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。	組織改正に伴う改訂 国・県改訂 組織改正に伴う改訂				
地－ 9	4 自主防災体制の強化 (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援。 －略－ ■自主防災組織の活動形態 <table><tr><td>平常時</td><td> ①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ②地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） </td></tr></table>	平常時	①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ②地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）	地－ 9	4 自主防災体制の強化 (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援。 －略－ ■自主防災組織の活動形態 <table><tr><td>平常時</td><td> ①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ②地震による災害危険度の把握（土砂災害<u>警戒</u>区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） </td></tr></table>	平常時	①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ②地震による災害危険度の把握（土砂災害<u>警戒</u>区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）	県改訂（語句の修正）
平常時	①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ②地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）							
平常時	①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ②地震による災害危険度の把握（土砂災害<u>警戒</u>区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）							

地－ 11	第２節 津波災害予防対策 １ 総合的な津波対策の基本的な考え方 危機管理課は、津波に対して、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。 海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、自主防災組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。	地－ 11	第２節 津波災害予防対策 １ 総合的な津波対策の基本的な考え方 危機管理課は、津波に対して、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。 海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、自主防災組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。 <u>津波対策の推進に当たっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u>	国・県改訂
地－ 13	１ 津波避難対策 （２）津波情報体制の確立 （イ）多様な伝達手段の確保 J－A L E R Tは、県内全市町村に整備済みであるため、<u>J－A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、</u>エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。	地－ 13	１ 津波避難対策 （２）津波情報体制の確立 （イ）多様な伝達手段の確保 J－A L E R Tは、県内全市町村に整備済みであり、<u>情報受信時には防災行政無線が自動起動される。また、</u>エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。	県改訂
地－ 17	第３節 火災等予防対策 ４ 建築物不燃化の促進 （１）防火地域・準防火地域の指定 都市政策課は、<u>市街地における</u>火災の危険を防除するため、県と協議のうえ、防火地域及び準防火地域を都市計画で<u>定める。</u>	地－ 17	第３節 火災等予防対策 ４ 建築物不燃化の促進 （１）防火地域・準防火地域の指定 都市政策課は、<u>木更津駅周辺における</u>火災の危険を防除するため、県と協議のうえ、防火地域及び準防火地域を都市計画で<u>定めている。</u>	庁内意見照会の反映
地－ 20	第５節 建築物の耐震化等の促進 (担当表内) ２ 建築物等の耐震対策／建築指導課、都市政策課、<u>資産管理課</u>、下水道推進室、かずさ水道広域連合企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、東日本電信電話(株) ２ 建築物等の耐震対策 （１）耐震診断・改修の促進	地－ 20	第５節 建築物の耐震化等の促進 (担当表内) ２ 建築物等の耐震対策／建築指導課、都市政策課、<u>営繕課</u>、下水道推進室、かずさ水道広域連合企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、東日本電信電話(株) ２ 建築物等の耐震対策 （１）耐震診断・改修の促進	組織改正に伴う改訂 庁内意見照会の反映

	-略- 造成宅地にかかわる防災対策は、危険が予想される地域の状況を調査し、関係法令に基づき、災害防止対策を検討するとともに、本更津市宅地開発指導要綱により、防災措置を講ずるよう指導する。		-略- 造成宅地にかかわる防災対策は、危険が予想される地域の状況を調査し、関係法令に基づき、災害防止対策を検討するとともに、防災措置を講ずるよう指導する。	
地一 23	第6節 液状化災害予防対策 (担当表内) 4 液状化被害における生活支援／健康推進課、社会福祉課、自立支援課、県（君津健康福祉センター）、木更津市社会福祉協議会	地一 23	第6節 液状化災害予防対策 (担当表内) 4 液状化被害における生活支援／健康推進課、福祉相談課、県（君津健康福祉センター）、木更津市社会福祉協議会	組織改正に伴う改訂
地一 24	4 液状化被害における生活支援 液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。	地一 24	4 液状化被害における生活支援 液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。	組織改正に伴う改訂
地一 24	これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、健康推進課、社会福祉課及び自立支援課は、共助の取り組みや君津健康福祉センター、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。	地一 24	これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、健康推進課及び福祉相談課は、共助の取り組みや君津健康福祉センター、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。	組織改正に伴う改訂
地一 27	第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 (担当表内) 1 在宅要支援者への対応／危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、自立支援課、子育て支援課、健康推進課 -略- 3 外国人への対応／危機管理課、オーガニックシティ推進課 1 在宅要支援者への対応 危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、自立支援課、子育て支援課及び健康推進課は、次のような在宅避難行動要支援者対策を行う。	地一 27	第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 (担当表内) 1 在宅要支援者への対応／危機管理課、福祉相談課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、健康推進課 -略- 3 外国人への対応／危機管理課、地域共生推進課、観光振興課 1 在宅要支援者への対応 危機管理課、福祉相談課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課及び健康推進課は、次のような在宅避難行動要支援者対策を行う。	組織改正に伴う改訂
地一 30	3 外国人への対応 オーガニックシティ推進課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。	地一 30	3 外国人への対応 地域共生推進課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。また、	組織改正に伴う改訂

	う。また、危機管理課は、<u>オーガニックシティ推進課</u>等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。 観光振興課は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。		危機管理課は、<u>地域共生推進課</u>等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。<u>さらに、日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。</u> 観光振興課は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。	県改訂（翻訳機器やアプリの普及が進んでいるため）
地一 31	第9節 情報連絡体制の整備 2 県における災害情報通信施設の整備 －略－ （1）無線設備設置機関 県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（<u>一部</u>）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関 258 機関に無線設備を設置している。 （2）通信回線 －略－ イ 衛星系通信回線 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（<u>一部</u>）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。 ウ 移動系通信回線 県内に整備した <u>10</u> 箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。	地一 31	第9節 情報連絡体制の整備 2 県における災害情報通信施設の整備 －略－ （1）無線設備設置機関 県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関 258 機関に無線設備を設置している。 （2）通信回線 －略－ イ 衛星系通信回線 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。 ウ 移動系通信回線 県内に整備した <u>9</u> 箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。	県改訂 県改訂 県改訂（設置箇所数の変更）
地一 32	（4）災害時等に対する設備対策 ウ 通信回線の2ルート化 県庁と土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。 エ 予備電源の配備 停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装	地一 32	（4）災害時等に対する設備対策 ウ 通信回線の2ルート化 県庁と<u>地域振興事務所</u>、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。 エ 予備電源の配備 停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装	県改訂

	置、直流電源装置等)を配備している。 また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。 -略-		置、直流電源装置等)を配備している。 -略-	
地一 34	カ 可搬型地球局の配備 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、 地域振興事務所及び県防災センター に配備している。	地一 34	カ 可搬型地球局の配備 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁に配備している。	組織改正に伴う改訂
地一 34	第10節 備蓄・物流計画 (担当表内) 3 燃料対策／ <u>管財課</u> 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 (2) 備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材等(感染症対策を含む。)を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性・子供(特に乳幼児)の避難生活等に配慮する。	地一 34	第10節 備蓄・物流計画 (担当表内) 3 燃料対策／ <u>財産活用課</u> 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 (2) 備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材等(感染症対策を含む。)を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性・子供(特に乳幼児)の避難生活や <u>食物アレルギー</u> 等に配慮する。	国・県改訂
地一 35	3 燃料対策 <u>管財課</u> は、緊急車両への優先給油や災害対策施設(災害対策本部、避難所、病院等)への燃料供給を円滑に行うため、LPガス協会及び千葉県石油商業協同組合との災害協定に基づき、実施体制を整備する。	地一 35	3 燃料対策 <u>財産活用課</u> は、緊急車両への優先給油や災害対策施設(災害対策本部、避難所、病院等)への燃料供給を円滑に行うため、LPガス協会及び千葉県石油商業協同組合との災害協定に基づき、実施体制を整備する。	組織改正に伴う改訂
地一 36	第11節 防災施設の整備 (担当表内) 3 <u>避難施設の整備</u> ／危機管理課、教育部、管理用地課、土木課、市街地整備課、 <u>都市政策課</u>	地一 36	第11節 防災施設の整備 (担当表内) 3 <u>避難施設の整備</u> ／危機管理課、教育部、管理用地課、土木課、市街地整備課	庁内意見照会の反映
地一 37	3 避難施設の整備 (1) 指定避難所の整備 ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。	地一 37	3 避難施設の整備 (1) 指定避難所の整備 ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。	国・県改訂

地一 37	また、その際、エネルギーの多様化に努める。 -略- ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね 10 人の要配慮者に 1 人）等の配置等に努める。 -略- セ （新設） ソ （新設） -略- （3）避難路の整備 管理用地課、土木課、市街地整備課、都市政策課は、災害時において住民が安全に避難できるよう道路網の整備に努めるとともに、安全性の点検及び安全対策の促進に努める。	また、その際、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めた</u>エネルギーの多様化に努める。 -略- ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な<u>障がい者、医療的ケアを必要とする者等の</u>要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね 10 人の要配慮者に 1 人）等の配置等に努める。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> -略- セ <u>災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u> <u>ソ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</u> -略- （3）避難路の整備 管理用地課、土木課、市街地整備課は、災害時において住民が安全に避難できるよう道路網の整備に努めるとともに、安全性の点検及び安全対策の促進に努める。	国・県改訂 庁内意見照会の反映
地一 39	第 1 2 節 帰宅困難者対策 2 一斉帰宅の抑制 （3）帰宅困難者等への情報提供 -略- また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。 さらに、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジ	第 1 2 節 帰宅困難者対策 2 一斉帰宅の抑制 （3）帰宅困難者等への情報提供 -略- また、駅周辺ごとに<u>市が事務局となり</u>設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。 さらに、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジ	県改訂

	タルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。		タルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。	
地-42	第13節 防災体制の整備 (担当表内) 1 防災組織の整備／危機管理課、<u>社会福祉課</u>、障がい福祉課、高齢者福祉課、<u>自立支援課</u>、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者 3 ボランティア活動の環境整備／危機管理課、<u>社会福祉課</u> －略－ 1 防災組織の整備 (3) 自主防災組織 ウ 避難行動要支援者の支援体制の充実 危機管理課、<u>社会福祉課</u>、障がい福祉課、高齢者福祉課、<u>自立支援課</u> は、災害時において、高齢者、障がい者等の地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」に基づき、自主防災組織等住民の連携による支援体制の充実を図る。 －略－ 3 ボランティア活動の環境整備 (1) 受け入れ体制等の整備 <u>社会福祉課</u>は、災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう木更津市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。 迅速なボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。 (2) ボランティア意識の啓発 危機管理課は、<u>社会福祉課</u>と連携して、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。 また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を	地-42	第13節 防災体制の整備 (担当表内) 1 防災組織の整備／危機管理課、<u>福祉相談課</u>、<u>生活支援課</u>、障がい福祉課、高齢者福祉課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者 3 ボランティア活動の環境整備／危機管理課、<u>福祉相談課</u> －略－ 1 防災組織の整備 (3) 自主防災組織 ウ 避難行動要支援者の支援体制の充実 危機管理課、<u>福祉相談課</u>、<u>生活支援課</u>、障がい福祉課、高齢者福祉課 は、災害時において、高齢者、障がい者等の地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」に基づき、自主防災組織等住民の連携による支援体制の充実を図る。 －略－ 3 ボランティア活動の環境整備 (1) 受け入れ体制等の整備 <u>福祉相談課</u>は、災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう木更津市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。 迅速なボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。 (2) ボランティア意識の啓発 危機管理課は、<u>福祉相談課</u>と連携して、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。 また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を	組織改正に伴う改訂
地-42		地-42		組織改正に伴う改訂等
地-43		地-43		

	強化する。 -略- (3) ボランティアリーダーの養成 危機管理課、<u>社会福祉課</u>は、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。		強化する。 -略- (3) ボランティアリーダーの養成 危機管理課、<u>福祉相談課</u>は、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。																																															
地一 45	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 1 災害対策本部 (1) 災害対策本部の設置及び廃止 ■災害対策本部設置基準 ①市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動設置） ②津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたとき（自動設置） ③<u>東海地震にかかると地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき（自動設置）</u> ④その他、市長が必要と認めたとき	地一 45	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 1 災害対策本部 (1) 災害対策本部の設置及び廃止 ■災害対策本部設置基準 ①市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動設置） ②津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたとき（自動設置） ③<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動配備）</u> ④その他、市長が必要と認めたとき	「南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画」新設による																																														
地一 47	木更津市災害対策本部組織図 <table><tr><th>部等名</th><th>班名</th><th>班員（構成する課の職員）</th></tr><tr><td rowspan="4">市長公室部</td><td>秘書班</td><td>秘書課</td></tr><tr><td>経営改革班</td><td>経営改革課・<u>公共施設マネジメント課</u></td></tr><tr><td>シティプロモーション班</td><td>シティプロモーション課</td></tr><tr><td>被害調査班</td><td>市長公室長が指名する職員</td></tr><tr><td rowspan="5">総務部</td><td>本部班</td><td>危機管理課、総務課</td></tr><tr><td>職員班</td><td>職員課</td></tr><tr><td><u>管財班</u></td><td><u>管財課</u></td></tr><tr><td><u>資産管理班</u></td><td><u>資産管理課</u></td></tr><tr><td>被害調査班</td><td>総務部長が指名する職員</td></tr></table>	部等名	班名	班員（構成する課の職員）	市長公室部	秘書班	秘書課	経営改革班	経営改革課・ <u>公共施設マネジメント課</u>	シティプロモーション班	シティプロモーション課	被害調査班	市長公室長が指名する職員	総務部	本部班	危機管理課、総務課	職員班	職員課	<u>管財班</u>	<u>管財課</u>	<u>資産管理班</u>	<u>資産管理課</u>	被害調査班	総務部長が指名する職員	地一 47	木更津市災害対策本部組織図 <table><tr><th>部等名</th><th>班名</th><th>班員（構成する課の職員）</th></tr><tr><td rowspan="4">市長公室部</td><td>秘書班</td><td>秘書課</td></tr><tr><td>経営改革班</td><td>経営改革課</td></tr><tr><td>シティプロモーション班</td><td>シティプロモーション課</td></tr><tr><td>被害調査班</td><td>市長公室長が指名する職員</td></tr><tr><td rowspan="5">総務部</td><td>本部班</td><td>危機管理課、総務課</td></tr><tr><td>職員班</td><td>職員課、<u>契約検査課</u></td></tr><tr><td colspan="2">(削除)</td></tr><tr><td colspan="2">(削除)</td></tr><tr><td>被害調査班</td><td>総務部長が指名する職員</td></tr></table>	部等名	班名	班員（構成する課の職員）	市長公室部	秘書班	秘書課	経営改革班	経営改革課	シティプロモーション班	シティプロモーション課	被害調査班	市長公室長が指名する職員	総務部	本部班	危機管理課、総務課	職員班	職員課、 <u>契約検査課</u>	(削除)		(削除)		被害調査班	総務部長が指名する職員	組織改正に伴う改訂
部等名	班名	班員（構成する課の職員）																																																
市長公室部	秘書班	秘書課																																																
	経営改革班	経営改革課・ <u>公共施設マネジメント課</u>																																																
	シティプロモーション班	シティプロモーション課																																																
	被害調査班	市長公室長が指名する職員																																																
総務部	本部班	危機管理課、総務課																																																
	職員班	職員課																																																
	<u>管財班</u>	<u>管財課</u>																																																
	<u>資産管理班</u>	<u>資産管理課</u>																																																
	被害調査班	総務部長が指名する職員																																																
部等名	班名	班員（構成する課の職員）																																																
市長公室部	秘書班	秘書課																																																
	経営改革班	経営改革課																																																
	シティプロモーション班	シティプロモーション課																																																
	被害調査班	市長公室長が指名する職員																																																
総務部	本部班	危機管理課、総務課																																																
	職員班	職員課、 <u>契約検査課</u>																																																
	(削除)																																																	
	(削除)																																																	
	被害調査班	総務部長が指名する職員																																																

地－ 48	企画部 (新設)	企画班	企画課、オーガニックシティ推進課、地域政策課	地－ 48	企画部 <u>資産管理部</u>	企画班	企画課、オーガニックシティ推進課、地域政策室	現状の運営体制に合わせるため
		被害調査班	企画部長が指名する職員			被害調査班	企画部長が指名する職員	
		(新設)	(新設)			<u>財産活用班</u> <u>営繕班</u>	<u>財産活用課</u> <u>営繕課、庁舎準備室</u>	
	市民部	市民班	市民課		市民部	市民班	市民課	
		保険年金班	保険年金課			保険年金班	保険年金課	
		市民活動支援班	市民活動支援課			市民活動支援班	市民活動支援課、 <u>地域共生推進課</u>	
		被害調査班	市民部長が指名する職員			被害調査班	市民部長が指名する職員	
	健康こども部	子育て支援班	子育て支援課		健康こども部	子育て支援班	子育て支援課、 <u>こども発達支援課</u>	
		こども保育班	こども保育課			こども保育班	こども保育課	
		健康推進班	健康推進課			健康推進班	健康推進課	
		スポーツ振興班	スポーツ振興課			スポーツ振興班	スポーツ振興課	
		被害調査班	健康こども部長が指名する職員			被害調査班	健康こども部長が指名する職員	
	福祉部	<u>社会福祉班</u>	<u>社会福祉課、自立支援課</u>		福祉部	<u>福祉支援班</u>	<u>福祉相談課、生活支援課</u>	
		障がい福祉班	障がい福祉課			障がい福祉班	障がい福祉課	
		高齢者福祉班	高齢者福祉課、介護保険課			高齢者福祉班	高齢者福祉課、介護保険課	
		被害調査班	福祉部長が指名する職員			被害調査班	福祉部長が指名する職員	
地－ 48	環境部	環境衛生班	環境政策課、生活衛生課	地－ 48	環境部	環境衛生班	環境政策課、生活衛生課	
		廃棄物対策班	<u>まち美化推進課、火葬場建設課</u>			廃棄物対策班	<u>資源循環推進課</u>	
	調整部	被害調査班	環境部長が指名する職員		調整部	被害調査班	環境部長が指名する職員	
		避難所運営等支援班	災害対策本部長が指名する職員			避難所運営等支援班	災害対策本部長が指名する職員	
		応援職員支援班	災害対策本部長が指名する職員			応援職員支援班	災害対策本部長が指名する職員	
		(新設)				<u>物資供給支援班</u>	<u>災害対策本部長が指名する職員</u>	
		避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員			避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員	

地一
49

災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の 主管班 ▲地区別 の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
総 務 部	-略-					
	資 産 管 理 班					災害拠点として使用する市有施設の応急処置に 関すること。
						建築業者との連絡調整に関すること。
						被災住家の応急修理及び住居障害物の除去に関 すること。
						応急仮設住宅の建設に関すること。
						教育施設の被害状況の調査、被災施設の応急復 旧に関すること。
						市有財産の被害状況の把握に関すること。
	管財班	—	—	—	—	市庁舎関係の被害の状況及び応急復旧（電話、電 気、トイレ等のライフライン）並びに市庁舎の警 備に関すること。
		—	—	—	—	庁用車両の管理及び配車計画、その他車両等の 確保並びに緊急通行車両の手続きに関すること。
		—	—	—	—	燃料の確保に関すること。
企 画 部	企画班●					災害情報の収集伝達に関すること。
						外国人対策に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまと め、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関す ること。

地一
49

災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の主 管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
総 務 部	-略-					
	(削除)					
	(削除)					
企 画 部	企画班●					(削除)
						(削除)
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまと め、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関す ること。

組織改正に伴
う改訂

組織改正に伴
う改訂

組織改正に伴
う改訂

組織改正に伴
う改訂

財 務 部	-略-			財 務 部	-略-		
	財務班●		災害関係予算その他財政に関すること。 (新設)		財務班●		災害関係予算その他財政に関すること。 <u>ふるさと納税に関すること。</u>
			部内の連絡調整に関すること。				部内の連絡調整に関すること。
			部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
(新設)	-略-			資 産 管 理 部	-略-		
					財産活用班●		<u>市庁舎関係の被害の状況及び応急復旧（電話、電気、トイレ等のライフライン）並びに市庁舎の警備に関すること。</u>
							<u>庁用車両の管理及び配車計画、その他車両等の確保並びに緊急通行車両の手続きに関すること。</u>
							<u>燃料の確保に関すること。</u>
							<u>市有財産の被害状況の把握に関すること。</u>
							<u>部内の連絡調整に関すること。</u>
							<u>部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。</u>
(新設)				営繕班			<u>災害拠点として使用する市有施設の応急処置に関すること。</u>
							<u>建築業者との連絡調整に関すること。</u>
							<u>被災住家の応急修理及び住居障害物の除去に関すること。</u>
							<u>応急仮設住宅の建設に関すること。</u>
							<u>教育施設の被害状況の調査、被災施設の応急復旧に関すること。</u>
			<u>市有財産の被害状況の把握に関すること。</u>				<u>(削除)</u>
				市	-略-		

組織改正に伴う改訂

市民部	-略-			
	市民活動支援班			交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。 被災者相談窓口開設及び運営に関すること。 (新設)
福祉部	社会福祉班●			災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。
				遺体の処理に関すること。
				日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
				福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。
				部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関すること。(部門被害)
				部内の連絡調整に関すること。
				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告(連絡員の派遣等)に関すること。
				障がい者の避難支援及び ^{厚生} 援護に関すること。
	障がい福祉班			-略-
	高齢者福祉班			要介護高齢者の避難支援及び ^{厚生} 援護並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に関すること。
				-略-
民部	市民活動支援班			交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。
				被災者相談窓口開設及び運営に関すること。
				<u>外国人対策に関すること。</u>
	-略-			
	福祉部	福祉支援班●		災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。
				遺体の処理に関すること。
				日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
				福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。
				部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関すること。(部門被害)
				部内の連絡調整に関すること。
				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告(連絡員の派遣等)に関すること。
				障がい者の避難支援及び ^{厚生} 援護に関すること。
	障がい福祉班			-略-
	高齢者福祉班			要介護高齢者の避難支援及び ^{厚生} 援護並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に関すること。
				-略-

地一 55	2 職員の動員・配備 (1) 配備基準 ■配備基準 <table><tr><th colspan="2">体制</th><th>基準</th></tr><tr><td rowspan="2">本 部 設 置 前</td><td>注意 配備</td><td>ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度4を記録したとき イ その他の状況により、必要と認められるとき</td></tr><tr><td>警戒 配備</td><td>-略-</td></tr><tr><td rowspan="2">本 部 設 置 後</td><td>第一 配備</td><td>ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度5 強を記録したとき（自動配 備） イ 津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたとき （自動配備） ウ その他、市長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td colspan="2">-略-</td></tr></table>	体制		基準	本 部 設 置 前	注意 配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度4を記録したとき イ その他の状況により、必要と認められるとき	警戒 配備	-略-	本 部 設 置 後	第一 配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度5 強を記録したとき（自動配 備） イ 津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたとき （自動配備） ウ その他、市長が必要と認めたとき	-略-		地一 55	2 職員の動員・配備 (1) 配備基準 ■配備基準 <table><tr><th colspan="2">体制</th><th>基準</th></tr><tr><td rowspan="2">本 部 設 置 前</td><td>注意 配備</td><td>ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度4を記録したとき イ <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発 表されたとき（自動配備）</u> ウ <u>千葉県南部に長周期地震動の階級3以上が観測されたとき（自動配 備）</u> エ その他の状況により、必要と認められるとき</td></tr><tr><td>警戒 配備</td><td>-略-</td></tr><tr><td rowspan="2">本 部 設 置 後</td><td>第一 配備</td><td>ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度5 強を記録したとき イ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動 配備）</u> ウ 津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたと き（自動配備） エ その他、市長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td colspan="2">-略-</td></tr></table>	体制		基準	本 部 設 置 前	注意 配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度4を記録したとき イ <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発 表されたとき（自動配備）</u> ウ <u>千葉県南部に長周期地震動の階級3以上が観測されたとき（自動配 備）</u> エ その他の状況により、必要と認められるとき	警戒 配備	-略-	本 部 設 置 後	第一 配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度5 強を記録したとき イ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動 配備）</u> ウ 津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたと き（自動配備） エ その他、市長が必要と認めたとき	-略-		「南海トラフ 地震に係る周 辺地域として の対応計画」 新設及び県改 訂（長周期地 震動の観測情 報見直しのた め）
体制		基準																												
本 部 設 置 前	注意 配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度4を記録したとき イ その他の状況により、必要と認められるとき																												
	警戒 配備	-略-																												
本 部 設 置 後	第一 配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度5 強を記録したとき（自動配 備） イ 津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたとき （自動配備） ウ その他、市長が必要と認めたとき																												
	-略-																													
体制		基準																												
本 部 設 置 前	注意 配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度4を記録したとき イ <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発 表されたとき（自動配備）</u> ウ <u>千葉県南部に長周期地震動の階級3以上が観測されたとき（自動配 備）</u> エ その他の状況により、必要と認められるとき																												
	警戒 配備	-略-																												
本 部 設 置 後	第一 配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度5 強を記録したとき イ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動 配備）</u> ウ 津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたと き（自動配備） エ その他、市長が必要と認めたとき																												
	-略-																													
地一 59	第2節 情報伝達・伝達体制 (担当表内) 1 通信体制／本部班、企画班、シティプロモーション班、防災関係機 関 3 災害情報の収集／本部班、企画班、シティプロモーション班、被害 調査班 5 災害時の広報／シティプロモーション班、企画班	地一 59	第2節 情報伝達・伝達体制 (担当表内) 1 通信体制／本部班、シティプロモーション班、防災関係機関 3 災害情報の収集／本部班、シティプロモーション班、被害調査班 5 災害時の広報／シティプロモーション班、<u>市民活動支援班</u>	組織改正に伴 う改訂																										

地一 60	1 通信体制 (2) 通信手段の確保 ■災害通信系統図 千葉県防災情報システム 有線又は口頭 無線 消防団 消防本部 指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 その他 気象台 内閣総理大臣 消防庁 中央防災会議 住民 木更津市災害対策本部 千葉県災害対策本部 現場・出先・避難所 木更津警察署 警察本部 自衛隊	県改訂（連絡 系統の整理）						
地一 62	2 地震・津波情報の収集 (1) 警報及び情報等の種類 ■地震情報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td>—略—</td></tr><tr><td></td><td>(新設)</td></tr></table> なお、各情報の作成に用いる県内の震度は、県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（4ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（令和3年4月1日現在）。	種 類	内 容		—略—		(新設)	県改訂（情報 の運用変更に 伴う追加）
種 類	内 容							
	—略—							
	(新設)							
地一 60	1 通信体制 (2) 通信手段の確保 ■災害通信系統図 指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 その他 消防本部 消防団 住民 木更津市災害対策本部 千葉県災害対策本部 現場・出先・避難所 木更津警察署 警察本部 自衛隊 気象台 内閣官房 内閣府 消防庁等 中央防災会議 千葉県防災行政無線 消防防災無線 中央防災無線 県防災情報システム 市防災無線 消防・警察無線 市防災情報システム 口頭伝達等	県改訂（震度 観測点の追 加）						
地一 62	2 地震・津波情報の収集 (1) 警報及び情報等の種類 ■地震情報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td>—略—</td></tr><tr><td>長周期地震動の観測情報</td><td>長周期地震動階級 1 以上を観測したときに、10 分程度で発表する。</td></tr></table> なお、各情報の作成に用いる県内の震度は、県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（1113ヶ所）、千葉市（4ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（令和3年4月1日令和4年11月24日現在）。	種 類	内 容		—略—	長周期地震動の観測情報	長周期地震動階級 1 以上を観測したときに、10 分程度で発表する。	県改訂（震度 観測点の追 加）
種 類	内 容							
	—略—							
長周期地震動の観測情報	長周期地震動階級 1 以上を観測したときに、10 分程度で発表する。							

地一 67	4 報告 (2) 県等への被害報告 エ 被害情報等の収集報告系統 ■勤務時間内における国及び県への連絡方法 総務省消防庁（応急対策室） ○消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系） ○一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 -略- ■勤務時間外における国及び県への連絡方法 総務省消防庁（消防庁宿直室） ○消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系） ○一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 -略-	地一 67	4 報告 (2) 県等への被害報告 エ 被害情報等の収集報告系統 ■勤務時間内における国及び県への連絡方法 総務省消防庁（応急対策室） ○消防防災無線（県防災行政無線を使用。<u>地上系は県庁のみ使用可能。</u>） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系） ○一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 -略- ■勤務時間外における国及び県への連絡方法 総務省消防庁（消防庁宿直室） ○消防防災無線（県防災行政無線を使用。<u>地上系は県庁のみ使用可能。</u>） 電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系） ○一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 -略-	県改訂
地一 70	第3節 地震・火災避難計画 (担当表内) 1 避難の指示等／本部班、シティプロモーション班、<u>社会福祉班</u>、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)	地一 70	第3節 地震・火災避難計画 (担当表内) 1 避難の指示等／本部班、シティプロモーション班、<u>福祉支援班</u>、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)	組織改正に伴う改訂
地一 72	1 避難の指示等 (3) 避難情報等の伝達 ア 住民への伝達 -略- また、避難行動要支援者には、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班がケースワーカーによる個別連絡や緊急FAX119番制度登録者へFAXにて連絡する。	地一 72	1 避難の指示等 (3) 避難情報等の伝達 ア 住民への伝達 -略- (削除)	庁内意見照会の反映
地一 73	4 避難所等の開設と運営 (3) 避難所の運営 ウ 避難所の運営 -略-	地一 73	4 避難所等の開設と運営 (3) 避難所の運営 ウ 避難所の運営 -略-	国・県改訂

地-73	その他、管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。	地-73	その他、管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、被災者のプライバシー及び安全の確保並びにその健康状態の把握、栄養指導、衛生状態等の健康管理に努める。 <u>また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>	国・県改訂
地-76	第4節 津波避難計画 3 住民等の避難誘導 (1) 本部班、シティプロモーション班は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。 (2) 住民等の避難誘導にあたり、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、避難行動要支援者の支援も考慮し行う。 (3) 住民等の避難誘導にあたる消防職団員、警察官、市職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、潮干狩り場の管理者等による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。	地-76	第4節 津波避難計画 3 住民等の避難誘導 (1) 本部班、シティプロモーション班は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。 (2) 住民等の避難誘導にあたる消防職団員、警察官、市職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、潮干狩り場の管理者等による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。	庁内意見照会の反映
地-77	第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策 (担当表内) 1 避難誘導等／本部班、シティプロモーション班、<u>社会福祉班</u>、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者 2 避難行動要支援者の支援／本部班、シティプロモーション班、<u>社会福祉班</u>、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班 3 福祉避難所の設置／<u>社会福祉班</u>、社会福祉施設管理者	地-77	第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策 (担当表内) 1 避難誘導等／本部班、シティプロモーション班、<u>福祉支援班</u>、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者 2 避難行動要支援者の支援／本部班、シティプロモーション班、<u>福祉支援班</u>、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班 3 福祉避難所の設置／<u>福祉支援班</u>、社会福祉施設管理者	組織改正に伴う改訂

地一 78	4 避難所から福祉避難所への移送／<u>社会福祉班</u>、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会 5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保／<u>社会福祉班</u> 6 社会福祉施設入所者等への支援／<u>社会福祉班</u>、社会福祉施設管理者 —略— 1 避難誘導等 (3) 緊急入所等 <u>社会福祉班</u>、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、在宅での生活の継続が困難な避難行動要支援者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。 2 避難行動要支援者の支援 (1) 避難行動要支援者の安全確保 避難所を開設した避難所の責任者は、各避難所に保管してある要支援者名簿を開封し、民生委員、警察官、自治会長等の協力を得て安否確認を行い、避難支援が必要な場合は、避難支援を指示し、実行する。避難行動要支援者の情報は、<u>社会福祉班</u>に連絡する。 (2) 避難生活での配慮 避難所を開設した場合は、教育部各班は、避難行動要支援者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。 <u>社会福祉班</u>、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。 <u>企画班</u>は、外国人には通訳ボランティアの派遣、外国語による広報紙の配布等を行う。 —略— (4) 巡回相談等の実施 <u>社会福祉班</u>、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努め	4 避難所から福祉避難所への移送／<u>福祉支援班</u>、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会 5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保／<u>福祉支援班</u> 6 社会福祉施設入所者等への支援／<u>福祉支援班</u>、社会福祉施設管理者 —略— 1 避難誘導等 (3) 緊急入所等 <u>福祉支援班</u>、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、在宅での生活の継続が困難な避難行動要支援者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。 2 避難行動要支援者の支援 (1) 避難行動要支援者の安全確保 避難所を開設した避難所の責任者は、各避難所に保管してある要支援者名簿を開封し、民生委員、警察官、自治会長等の協力を得て安否確認を行い、避難支援が必要な場合は、避難支援を指示し、実行する。避難行動要支援者の情報は、<u>福祉支援班</u>に連絡する。 (2) 避難生活での配慮 避難所を開設した場合は、教育部各班は、避難行動要支援者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。 <u>福祉支援班</u>、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。 <u>市民活動支援班</u>は、外国人には通訳ボランティアの派遣、外国語による広報紙の配布等を行う。 —略— (4) 巡回相談等の実施 <u>福祉支援班</u>、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努め	組織改正に伴う改訂
----------	---	---	-----------

地一 78 地一 79	る。 3 福祉避難所の設置 避難行動要支援者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。福祉避難所の設置は、<u>社会福祉班</u>が福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。 なお、本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。 4 避難所から福祉避難所への移送 <u>社会福祉班</u>は、避難所における避難行動要支援者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。 <u>社会福祉班</u>は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要支援者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要支援者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。 また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要支援者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。 5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保 応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、<u>社会福祉班</u>は、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。 また、被災した要配慮者等の生活の確保として、<u>社会福祉班</u>及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。	る。 3 福祉避難所の設置 避難行動要支援者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。福祉避難所の設置は、<u>福祉支援班</u>が福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。 なお、本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。 4 避難所から福祉避難所への移送 <u>福祉支援班</u>は、避難所における避難行動要支援者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。 <u>福祉支援班</u>は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要支援者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要支援者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。 また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要支援者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。 5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保 応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、<u>福祉支援班</u>は、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。 また、被災した要配慮者等の生活の確保として、<u>福祉支援班</u>及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。	組織改正に伴う改訂
-----------------------------------	--	--	------------------

	-略- 6 社会福祉施設入所者等への支援 (1) 安全確保 施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。 火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。 <u>社会福祉班</u>は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。		-略- 6 社会福祉施設入所者等への支援 (1) 安全確保 施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。 火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。 <u>福祉支援班</u>は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。	
地一 80	第6節 消防・救助救急・医療救護活動 (担当表内) 3 水防活動／本部班、土木班、管理用地班、被害調査班、<u>資産管理班</u>、<u>農林水産班</u>、消防部、消防団、県（君津土木事務所） 4 危険物等の対策／消防部、教育部、県（君津地域振興事務所、君津健康福祉センター、南房総教育事務所）、関東東北産業保安監督部	地一 80	第6節 消防・救助救急・医療救護活動 (担当表内) 3 水防活動／本部班、土木班、管理用地班、被害調査班、<u>営繕班</u>、<u>農林水産班</u>、消防部、消防団、県（君津土木事務所） 4 危険物等の対策／消防部、教育部、県（君津地域振興事務所、君津健康福祉センター、南房総教育事務所）、関東東北産業保安監督部、<u>木更津警察署</u>	組織改正に伴う改訂 県改訂
地一 83	1 消防活動 (1) 消火活動 ウ 消防団の活動 (エ) 避難誘導 避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。	地一 83	1 消防活動 (1) 消火活動 ウ 消防団の活動 (エ) 避難誘導 避難の指示<u>等</u>がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。	国・県改訂
地一 85	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 (担当表内) 5 緊急輸送の実施／本部班、<u>管財班</u>、教育総務班、スポーツ振興班 6 緊急通行車両等の確認等／<u>管財班</u> 1 災害警備計画 (1) 基本方針 <u>警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締</u>	地一 85	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 (担当表内) 5 緊急輸送の実施／本部班、<u>財産活用班</u>、教育総務班、スポーツ振興班 6 緊急通行車両等の確認等／<u>財産活用班</u> 1 災害警備計画 (1) 基本方針 <u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとと</u>	組織改正に伴う改訂 県改訂（千葉県警察災害警

地一 85	り、その他社会秩序の維持に当たる。 (2) 警備体制 警察本部及び木更津警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 ア 連絡室 震度 4 以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等 イ 対策室 震度 5 弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等 ウ 災害警備本部 震度 5 強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、又は東海地震の警戒宣言が発表された場合等	地一 85	<u>もに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。</u> (2) 警備体制 ア <u>災害警備</u>連絡室 震度 4 以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等 イ <u>災害警備</u>対策室 震度 5 弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等 ウ 災害警備本部 震度 5 強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等	備実施計画の修正) 県改訂（千葉県警察災害警備実施計画の修正)
地一 87	5 緊急輸送の実施 (1) 車両輸送 ア 車両の確保 <u>管財班</u>は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。庁用車では不足する場合又は庁用車では輸送できない場合は、千葉県トラック協会、千葉県バス協会等の輸送業者等からトラック、バス等を調達する。 イ 燃料の確保 <u>管財班</u>は、市内の燃料販売業者からガソリン等の燃料を調達する。	地一 87	5 緊急輸送の実施 (1) 車両輸送 ア 車両の確保 <u>財産活用班</u>は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。庁用車では不足する場合又は庁用車では輸送できない場合は、千葉県トラック協会、千葉県バス協会等の輸送業者等からトラック、バス等を調達する。 イ 燃料の確保 <u>財産活用班</u>は、市内の燃料販売業者からガソリン等の燃料を調達する。	組織改正に伴う改訂
地一 88	6 緊急通行車両の確認等 (1) 緊急通行車両等の申請手続き 知事又は公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止	地一 88	6 緊急通行車両の確認等 (1) 緊急通行車両等の申請手続き 知事又は公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止	組織改正に伴う改訂

	又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。 管財班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。	又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。 財産活用班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。	
地－ 89	8 震災発生時における運転者のとるべき措置 震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。	8 震災発生時における運転者のとるべき措置 震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。	県改訂（千葉県警察災害警備実施計画の修正）
地－ 89	■運転者のとるべき措置 (1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。 (2) 避難のために車両を使用しないこと	■運転者のとるべき措置 (1) <u>車両運転中の場合</u> ア <u>できる限り安全な方法により</u>車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、<u>カーラジオやSNS等</u>により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 <u>ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。</u> <u>エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。</u>やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左側に駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。<u>駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u> (2) <u>車両運転中以外の場合</u> <u>ア やむを得ない場合を除き、津波から避難するために車両を使用しないこと。</u> <u>イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、避難者、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に</u>	

地一 89	(3) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること ア 車両を道路外の場所に置くこと イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること	地一 89	<u>注意しながら運転すること。</u> <u>(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。</u> <u>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</u> <u>・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</u> <u>・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所</u> <u>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u> <u>ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。</u>	県改訂（千葉県警察災害警備実施計画の修正）
地一 90	第8節 救援物資供給活動 (担当表内) 2 食料・生活必需品等の供給／市民班 3 燃料の調達／管財班 4 救援物資の受け入れ・管理／市民班、社会福祉班、スポーツ振興班、市場班、保険年金班	地一 91	第8節 救援物資供給活動 (担当表内) 2 食料・生活必需品等の供給／市民班、物資供給支援班 3 燃料の調達／財産活用班 4 救援物資の受け入れ・管理／市民班、物資供給支援班、福祉支援班、スポーツ振興班、市場班、保険年金班	組織改正に伴う改訂
地一 92	2 食料・生活必需品等の供給 (2) 食料の確保 イ 食料の確保 供給する食料は、弁当、パン、牛乳類とし、できる限り避難行動要支	地一 93	2 食料・生活必需品等の供給 (2) 食料の確保 イ 食料の確保 供給する食料は、弁当、パン、牛乳類とし、できる限り避難行動要支	組織改正に伴う改訂

援者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。 市民班は、業者に食料の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。 （3）食料の供給 市民班は、食料の搬送を食料供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。輸送の依頼を受けた保険年金班は災害協定締結団体先や輸送業者等と連携し、食料を避難所まで輸送する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。 （4）生活必需品の確保 イ 調達の方法 市民班は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。 （5）生活必需品の供給 市民班は、生活必需品の搬送を生活必需品供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。できない場合は、物資集積所に搬送の後、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。 3 燃料の調達 管財班は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、迅速な調達を行う。 4 救援物資の受け入れ・管理 （1）救援物資の要請 ア 全国への要請 市民班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、全国的に救援物資を募集する。募集の際は、必要とする物資の種類、量、送付方法等について情報を提供する。なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。	援者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。 市民班、物資供給支援班は、業者に食料の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。 （3）食料の供給 市民班、物資供給支援班は、食料の搬送を食料供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。輸送の依頼を受けた保険年金班は災害協定締結団体先や輸送業者等と連携し、食料を避難所まで輸送する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。 （4）生活必需品の確保 イ 調達の方法 市民班、物資供給支援班は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。 （5）生活必需品の供給 市民班、物資供給支援班は、生活必需品の搬送を生活必需品供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。できない場合は、物資集積所に搬送の後、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。 3 燃料の調達 財産活用班は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、迅速な調達を行う。 4 救援物資の受け入れ・管理 （1）救援物資の要請 ア 全国への要請 市民班、物資供給支援班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、全国的に救援物資を募集する。募集の際は、必要とする物資の種類、量、送付方法等について情報を提供する。なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとするこ
---	--

	イ 日本赤十字社への要請 社会福祉班は、日本赤十字社に義援品の要請を行う。受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。		とを原則とする。 イ 日本赤十字社への要請 福祉支援班は、日本赤十字社に義援品の要請を行う。受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。	
地一 98	第10節 自衛隊への災害派遣要請 4 災害派遣部隊の活動 ■自衛隊の支援活動 ①被害状況の把握 ②避難の援助 ③遭難者等の搜索救助 ④水防活動 ⑤消防活動 ⑥道路又は水路の啓開 ⑦応急医療、救護及び防疫 ⑧人員及び物資の緊急輸送 ⑨炊飯及び給水 ⑩物資の無償貸与又は譲与 ⑪危険物の保安及び除去 ⑫その他	地一 99	第10節 自衛隊への災害派遣要請 4 災害派遣部隊の活動 ■自衛隊の支援活動 ①被害状況の把握 ②避難の援助 ③遭難者等の搜索救助 ④水防活動 ⑤消防活動 ⑥道路又は水路の啓開 ⑦応急医療、救護及び防疫 ⑧人員及び物資の緊急輸送 ⑨給食及び給水 ⑩入浴支援 ⑪物資の無償貸与又は譲与 ⑫危険物の保安及び除去 ⑬その他	国・県改訂
地一 100 地一 102	第11節 学校等における児童・生徒の安全対策 (担当表内) 5 文化財の保護 生涯学習班 -略- 5 文化財の保護 (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに木更津市消防本部へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。 (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を通じて、県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。 (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。		第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧へ移設	庁内検討結果の反映
地一 105	第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 (担当表内) 4 遺体の搜索処理等／市民活動支援班、市民班、社会福祉班、環境衛生班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会	地一 106	第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 (担当表内) 4 遺体の搜索処理等／市民活動支援班、市民班、福祉支援班、環境衛生班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会	組織改正に伴う改訂

地一 107	4 遺体の搜索処理等 (3) 遺体の処理 -略- エ 遺体安置所の設置 社会福祉班は、遺体の検案、安置等を行うため、市内の公共施設、寺院等に遺体安置所を開設する。遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。 オ 遺体の処理 社会福祉班は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を行う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等に出動を要請して確保する。 (4) 遺体の埋火葬 -略- イ 埋火葬 遺体は木更津市火葬場で火葬する。環境衛生班は、木更津市火葬場が使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するため、千葉県に広域応援要請を行う。 また、社会福祉班は、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。 木更津市火葬場 木更津市大久保 840-3 ウ 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い 社会福祉班は、遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。	地一 108	4 遺体の搜索処理等 (3) 遺体の処理 -略- エ 遺体安置所の設置 福祉支援班は、遺体の検案、安置等を行うため、市内の公共施設、寺院等に遺体安置所を開設する。遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。 オ 遺体の処理 福祉支援班は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を行う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等に出動を要請して確保する。 (4) 遺体の埋火葬 -略- イ 埋火葬 遺体は木更津市火葬場で火葬する。環境衛生班は、木更津市火葬場が使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するため、千葉県に広域応援要請を行う。 また、福祉支援班は、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。 木更津市火葬場 木更津市大久保 843-1 ウ 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い 福祉支援班は、遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。	組織改正に伴う改訂
地一 108	6 清掃及び障害物の除去 (1) 災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備 廃棄物対策班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置くとともに、被害状況の把握、県、他の市町村、関係団体との連携、また、必要に応じて広域処理を行うなど、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。	地一 109	6 清掃及び障害物の除去 (1) 災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備 廃棄物対策班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置くとともに、被害状況の把握、国、県、他の市町村、関係団体との連携、また、必要に応じて広域処理を行うなど、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。	県改訂（環境省関東地方環境事務所との連携が必要になるため）

地一 109	(2) がれきの処理 ア 処理体制の確立 廃棄物対策班は、大量のがれきが発生した場合は、「木更津市震災廃棄物処理計画」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他縣市町村及び一部事務組合間と締結した応援協定において援助協力を受ける。 また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。 イ 処理方法 廃棄物対策班は、対策指針又は県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計、仮置場を確保し、処理の効率化やリサイクル向上のため分別して処理を行い、適正に処分する。処理に当たっては、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減することに努める。また、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。 (新設) -略-	地一 110	(2) がれきの処理 ア 処理体制の確立 廃棄物対策班は、大量のがれきが発生した場合は、「木更津市震災廃棄物処理計画」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他縣市町村及び一部事務組合間と締結した応援協定において援助協力を受ける。 また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、<u>県を通じて</u>民間事業者の協力を求める。 イ 処理方法 廃棄物対策班は、対策指針又は県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計、仮置場を確保し、処理の効率化やリサイクル向上のため分別して処理を行い、適正に処分する。処理に当たっては、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減することに努める。また、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。 <u>なお、市が甚大な被害を受けた場合で自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、市が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</u> -略-	県改訂（協定は県と各団体との間で締結したものであるため） 県改訂（県災害廃棄物処理計画に記載された、県の代行処理について追記）
地一 109	(3) <u>粗大ごみ</u>、生活ごみの処理 -略- ウ 収集処理体制 廃棄物対策班は、<u>粗大ごみ</u>、生活ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）に区分して収集し、<u>粗大ごみ</u>、不燃ごみについては木更津市クリーンセンターで、可燃ごみ等については、君津地域広域廃棄物処理施設で処	地一 110	(3) <u>片付けごみ</u>、生活ごみの処理 -略- ウ 収集処理体制 廃棄物対策班は、<u>片付けごみ</u>、生活ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）に区分して収集し、<u>片付けごみ</u>、不燃ごみについては木更津市クリーンセンターで、可燃ごみ等については、君津地域広域廃棄物処理施設	県改訂（災害廃棄物対策指針の文言と揃えるため修正）

	理する。		で処理する。	
地一 111	第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 (担当表内) 1 応急仮設住宅の提供等／<u>資産管理班</u>、住宅班 4 リ災証明の交付／市民税班、資産税班、収税対策班、消防部 —略— 1 応急仮設住宅の提供等 (1) 被災住宅の応急修理 <u>資産管理班</u>は、災害救助法に基づき災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。 修理の申込みは、相談窓口で受付を行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。 市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。 (2) 住居障害物の除去 <u>資産管理班</u>は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。 —略— (3) 応急仮設住宅の供給 ア 需要の把握 <u>資産管理班</u>は、災害後に資産税班、収税対策班が行なった被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。住宅班は、住民相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、リ災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。 —略—	地一 112	第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 (担当表内) 1 応急仮設住宅の提供等／<u>営繕班</u>、住宅班 4 リ災証明の交付／市民税班、資産税班、収税対策班、消防部、<u>県</u> —略— 1 応急仮設住宅の提供等 (1) 被災住宅の応急修理 <u>営繕班</u>は、災害救助法に基づき災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。 修理の申込みは、相談窓口で受付を行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。 市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。 (2) 住居障害物の除去 <u>営繕班</u>は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。 —略— (3) 応急仮設住宅の供給 ア 需要の把握 <u>営繕班</u>は、災害後に資産税班、収税対策班が行なった被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。住宅班は、住民相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、リ災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。 —略—	組織改正に伴う改訂
地一 112	イ 応急仮設住宅の方法の選択 (ア) 建設型応急仮設住宅 A 用地確保	地一 113	イ 応急仮設住宅の方法の選択 (ア) 建設型応急仮設住宅 A 用地確保	組織改正に伴う改訂

地— 113	<u>資産管理班</u>は、応急仮設住宅の用地として公共用地（建設候補地は資料編参照）を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。 B 建設 災害救助法が適用されない場合、<u>資産管理班</u>は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。 —略— 2 被災建築物の応急危険度判定 (1) 判定実施体制の確立 建築指導班は、大規模な地震災害発生後に速やかに被災建築物応急危険度判定活動が行えるよう、木更津市被災建築物応急危険度判定「震前計画」に基づき被災建築物応急危険度判定実施本部を朝日庁舎に設置する。また、判定士、コーディネーター、資機材等を確保し、被災地への判定士の派遣の準備をする。市職員内の判定士を参集する場合は、本部事務局と調整の上、参集する。 (2) (新設) —略— 4 リ災証明の交付 (1) 住家の被災調査 —略— イ 収集報告に当たって留意すべき事項 (新設)	地— 114	<u>営繕班</u>は、応急仮設住宅の用地として公共用地（建設候補地は資料編参照）を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。 B 建設 災害救助法が適用されない場合、<u>営繕班</u>は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。 —略— 2 被災建築物の応急危険度判定 (1) 判定実施体制の確立 建築指導班は、大規模な地震災害発生後に速やかに被災建築物応急危険度判定活動が行えるよう、木更津市被災建築物応急危険度判定「震前計画」に基づき被災建築物応急危険度判定実施本部 <u>(以下、「判定実施本部」という。)</u>を朝日庁舎に設置する。<u>また、災害対策本部内に「木更津市被災建築物応急危険度判定実施検討会議」(以下、「判定実施検討会議」という。)</u>を設置する。 (2) 応急危険度判定士の確保 <u>判定実施検討会議において、被災建築物の応急危険度判定の実施を決定した場合、本部長（市長）は、全庁から応急危険度判定士の資格を有している市職員を招集する。また、必要に応じ、判定士、判定コーディネーターや県、協定締結自治体に対し、支援要請を行う。</u> —略— 4 リ災証明の交付 (1) 住家の被災調査 —略— イ 収集報告に当たって留意すべき事項 —略— <u>(エ) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。</u>	庁内検討結果の反映 県改訂（災害時における安否不明者の氏名情報に係る公表方針）策定のため)
-------------------	---	-------------------	--	---

地一 114	第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 (担当表内) 11 その他公共施設 施設管理者 -略-	地一 115	第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 (担当表内) 11 その他公共施設等 施設管理者、 <u>生涯学習班</u> -略-	庁内検討結果 の反映
地一 117	11 その他公共施設 地震が発生した場合、市が管理する河川、都市公園、漁港施設、の 被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、災害活動 を実施するとともに応急措置を行うものとする。 (1)～(4) 略 (5) 新設	地一 118	11 その他公共施設等 地震が発生した場合、市が管理する河川、都市公園、漁港施設、 <u>国 又は県等が管理する文化財</u> の被害状況を速やかに把握し、各施設等の 機能確保を図るため、災害活動を実施するとともに応急措置を行うも のとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 文化財</u> <u>地震・津波等により文化財が被害を受けた時は、その所有者、管理者 は被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を通じて、県指 定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教 育委員会を経由して文化庁へ報告する。また、被害のおそれのある時は 関係機関と協議して必要な応急措置を行う。</u>	
地一 118	第16節 ボランティアの協力 (担当表内) 1 ボランティアの活動分野／ <u>社会福祉班</u> 、木更津市社会福祉協議会 2 ボランティアとして協力を求める個人、団体／ <u>社会福祉班</u> 、木更津 市社会福祉協議会 3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ／ <u>社会福祉班</u> 、木更津市 社会福祉協議会 4 災害時におけるボランティアの登録、派遣／ <u>社会福祉班</u> 、木更津市 社会福祉協議会 5 ボランティア受入体制／ <u>社会福祉班</u> 、木更津市社会福祉協議会 -略-	地一 119	第16節 ボランティアの協力 (担当表内) 1 ボランティアの活動分野／ <u>福祉支援班</u> 、木更津市社会福祉協議会 2 ボランティアとして協力を求める個人、団体／ <u>福祉支援班</u> 、木更津 市社会福祉協議会 3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ／ <u>福祉支援班</u> 、木更津市 社会福祉協議会 4 災害時におけるボランティアの登録、派遣／ <u>福祉支援班</u> 、木更津市 社会福祉協議会 5 ボランティア受入体制／ <u>福祉支援班</u> 、木更津市社会福祉協議会 -略-	組織改正に伴 う改訂
地一 119	4 災害時におけるボランティアの登録、派遣 (1) 県担当部局による登録 専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動 担当部局が中心となって対応する。 <u>社会福祉班</u> は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派	地一 120	4 災害時におけるボランティアの登録、派遣 (1) 県担当部局による登録 専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動 担当部局が中心となって対応する。 <u>福祉支援班</u> は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派	組織改正に伴 う改訂

地一 120	遣人員等を県に要請し、支援を受ける。 -略- (4) ボランティアニーズの把握 木更津市社会福祉協議会は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。 <u>社会福祉班</u>は、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にするとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市域におけるボランティアの需要状況の把握に努める。 (5) 各種ボランティア団体との連携 <u>社会福祉班</u>は、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部や県及び市社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。 5 ボランティア受入体制 (1) ボランティアセンターの設置 木更津市社会福祉協議会は、<u>社会福祉班</u>と連携して、ボランティア活動の調整機関としてボランティアセンターを木更津市民総合福祉会館に設置する。 -略- (2) 市とボランティアセンターとの調整 <u>社会福祉班</u>は、市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部と市災害ボランティアセンターの連絡・調整にあたる。 (3) ボランティアへの支援 -略- エ ボランティアの生活環境に対する配慮等 <u>社会福祉班</u>、社会福祉協議会は、NPO、NGO、ボランティア団体等と情報を共有してボランティア活動の実態を把握し、ボランティアの活動や生活環境を良好にするための支援に努める。	遣人員等を県に要請し、支援を受ける。 -略- (4) ボランティアニーズの把握 木更津市社会福祉協議会は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。 <u>福祉支援班</u>は、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にするとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市域におけるボランティアの需要状況の把握に努める。 (5) 各種ボランティア団体との連携 <u>福祉支援班</u>は、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部や県及び市社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。 5 ボランティア受入体制 (1) ボランティアセンターの設置 木更津市社会福祉協議会は、<u>福祉支援班</u>と連携して、ボランティア活動の調整機関としてボランティアセンターを木更津市民総合福祉会館に設置する。 -略- (2) 市とボランティアセンターとの調整 <u>福祉支援班</u>は、市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部と市災害ボランティアセンターの連絡・調整にあたる。 (3) ボランティアへの支援 -略- エ ボランティアの生活環境に対する配慮等 <u>福祉支援班</u>、社会福祉協議会は、NPO、NGO、ボランティア団体等と情報を共有してボランティア活動の実態を把握し、ボランティアの活動や生活環境を良好にするための支援に努める。	組織改正に伴う改訂
地一 121	地一 122	地一 122	

地一 122	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための措置 (担当表内) 1 被災者の生活確保／市民税班、資産税班、収税対策班、会計班、住宅班、<u>社会福祉班</u>、高齢者福祉班、こども保育班、木更津市社会福祉協議会、木更津公共職業安定所、日本郵便(株)、住宅金融支援機構 -略- 1 被災者の生活確保 (1) 被災者生活再建支援金 <u>社会福祉班</u>は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。 -略- (2) 千葉県被災者生活再建支援事業 自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。 <u>社会福祉班</u>は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。 (3) 木更津市被災者生活再建支援事業 自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。 <u>社会福祉班</u>は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。 -略- (5) 災害弔慰金等の支給等 ア 災害弔慰金の支給 <u>社会福祉班</u>は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。	地一 123	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための措置 (担当表内) 1 被災者の生活確保／市民税班、資産税班、収税対策班、会計班、住宅班、<u>福祉支援班</u>、高齢者福祉班、こども保育班、木更津市社会福祉協議会、木更津公共職業安定所、日本郵便(株)、住宅金融支援機構 -略- 1 被災者の生活確保 (1) 被災者生活再建支援金 <u>福祉支援班</u>は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。 -略- (2) 千葉県被災者生活再建支援事業 自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。 <u>福祉支援班</u>は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。 (3) 木更津市被災者生活再建支援事業 自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。 <u>福祉支援班</u>は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。 -略- (5) 災害弔慰金等の支給等 ア 災害弔慰金の支給 <u>福祉支援班</u>は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。	組織改正に伴う改訂
地一 123	地一 124	地一 124		組織改正に伴う改訂

地一 123	イ 災害障害見舞金の支給 <u>社会福祉班</u>は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金を支給する。 ウ 災害援護資金の貸付け <u>社会福祉班</u>は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。 エ 市災害見舞金の支給 <u>社会福祉班</u>は、「木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱」に基づき、災害により被災した市民に対し見舞金を支給する。 -略- (9) 義援金の取扱い イ 義援金の配分 <u>社会福祉班</u>は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。	地一 124	イ 災害障害見舞金の支給 <u>福祉支援班</u>は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金を支給する。 ウ 災害援護資金の貸付け <u>福祉支援班</u>は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。 エ 市災害見舞金の支給 <u>福祉支援班</u>は、「木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱」に基づき、災害により被災した市民に対し見舞金を支給する。 -略- (9) 義援金の取扱い イ 義援金の配分 <u>福祉支援班</u>は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。	
地一 127	第2節 津波災害復旧対策 3 津波災害廃棄物処理 津波災害廃棄物処理については、震災廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な<u>処分</u>など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない<u>処分</u>方法を検討する。 廃棄物対策班は、災害廃棄物の広域処理を含めた<u>処分</u>方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び<u>処分</u>を図ることにより、災害廃棄物の<u>円滑かつ適正</u>な処理を行うものとする。また、迅速な災害廃棄物処理の必要がある場合、廃棄物対策班は県に支援を要請する。 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。	地一 128	第2節 津波災害復旧対策 3 津波災害廃棄物処理 津波災害廃棄物処理については、震災廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な<u>処理</u>など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない<u>処理</u>方法を検討する。 廃棄物対策班は、災害廃棄物の広域処理を含めた<u>処理</u>方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び<u>処理</u>を図ることにより、災害廃棄物の<u>適正かつ円滑・迅速</u>な処理を行うものとする。また、迅速な災害廃棄物処理の必要がある場合、廃棄物対策班は県に支援を要請する。 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。	県改訂 県改訂

第 2 編 地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

※気象庁では、平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始し、これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行わなくなったことから、「第 2 編 地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を全て削除し、「第 2 編 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画」を新設する。

第3編 風水害等編

旧（令和4年改訂版）			新（令和5年改訂案）		理由
風一 6	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 (担当表内) -略-（地-7に同じ）		風一 6	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 (担当表内) -略-（地-7に同じ）	
風一 6	1 防災教育 (2) 教育における防災知識の普及 (4) 防災知識の普及、防災訓練の実施 -略-（地-7に同じ）		風一 6	1 防災教育 (2) 教育における防災知識の普及 (4) 防災知識の普及、防災訓練の実施 -略-（地-7に同じ）	
風一 8	4 自主防災体制の強化 (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援。 -略- ■自主防災組織の活動形態		風一 8	4 自主防災体制の強化 (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援。 -略- ■自主防災組織の活動形態	県改訂
	平常時	①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ②災害危険度の把握（土砂災害 危険 区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）		平常時	
風一 11	第2節 水害予防対策 (担当表内) 3 災害に強いまちづくり／管理用地課、都市政策課、 建築指導課		風一 11	第2節 水害予防対策 (担当表内) 3 災害に強いまちづくり／管理用地課、都市政策課	庁内検討結果の反映
風一 13	第3節 土砂災害予防対策 (担当表内) 3 急傾斜地災害等の防止／危機管理課、 都市政策課 、土木課、県（君津土木事務所）		風一 13	第3節 土砂災害予防対策 (担当表内) 3 急傾斜地災害等の防止／危機管理課、土木課、県（君津土木事務所）	庁内検討結果の反映
風一 15	4 急傾斜地災害等の防止 (4) 宅地造成地災害対策 都市政策課 は、宅地造成工事の施工に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施する者は、市の許可を必要とする。また、工事の許可等に際し、指導を行う。		風一 15	4 急傾斜地災害等の防止 (4) 宅地造成地災害対策 県 は、宅地造成工事の施工に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施する者は、市の許可を必要とする。また、工事の許可等に際し、指導を行う。	庁内検討結果の反映

風一 19	第5節 雪害予防対策 1 道路雪害防止対策 (新設)	風一 19	第5節 雪害予防対策 1 道路雪害防止対策 <u>(3) 道路通行規制の実施</u> <u>県及び土木課は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行うよう努めるものとする。</u> <u>(4) 滞留車両における乗員保護活動の実施</u> <u>県は、国や関係機関などと連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u>	国・県改訂
風一 24	第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 (担当表内) -略- (地-27 に同じ)	風一 25	第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 (担当表内) -略- (地-27 に同じ)	
風一 26	3 外国人への対応 -略- (地-27 に同じ)	風一 27	3 外国人への対応 -略- (地-27 に同じ)	
風一 27	第9節 情報連絡体制の整備 2 県における災害情報通信施設の整備 (1) 無線設備設置機関 -略- (地-31 に同じ) (2) 通信回線- イ 衛星系通信回線 ウ 移動系通信回線 -略- (地-31 に同じ)	風一 29	第9節 情報連絡体制の整備 2 県における災害情報通信施設の整備 (1) 無線設備設置機関 -略- (地-31 に同じ) (2) 通信回線- イ 衛星系通信回線 ウ 移動系通信回線 -略- (地-31 に同じ)	
風一 28	(4) 災害時等に対する設備対策 ウ 通信回線の2ルート化 エ 予備電源の配備	風一 30	(4) 災害時等に対する設備対策 ウ 通信回線の2ルート化 エ 予備電源の配備	

	カ 可搬型地球局の配備 -略- (地-32 に同じ)		カ 可搬型地球局の配備 -略- (地-32 に同じ)	
風-30	第10節 備蓄・物流計画 (担当表内) -略- (地-34 に同じ) 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 (2) 備蓄・調達体制の整備 -略- (地-34 に同じ) 3 燃料対策 -略- (地-35 に同じ)	風-32	第10節 備蓄・物流計画 (担当表内) -略- (地-34 に同じ) 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 (2) 備蓄・調達体制の整備 -略- (地-34 に同じ) 3 燃料対策 -略- (地-35 に同じ)	
風-31		風-33		
風-32	第11節 防災施設の整備 (担当表内) -略- (地-36 に同じ) 3 避難施設の整備 (1) 指定避難所の整備 ウ ク (3) 避難路の整備 -略- (地-37 に同じ)	風-34	第11節 防災施設の整備 (担当表内) -略- (地-36 に同じ) 3 避難施設の整備 (1) 指定避難所の整備 ウ ク セ (新設) ソ (新設) (3) 避難路の整備 -略- (地-37 に同じ)	
風-33		風-35		
風-36	第13節 防災体制の整備 (担当表内) -略- (地-42 に同じ) 1 防災組織の整備 (3) 自主防災組織 ウ 避難行動要支援者の支援体制の充実 -略- (地-42 に同じ) 3 ボランティア活動の環境整備 (1) 受け入れ体制等の整備	風-38	第13節 防災体制の整備 (担当表内) -略- (地-42 に同じ) 1 防災組織の整備 (3) 自主防災組織 ウ 避難行動要支援者の支援体制の充実 -略- (地-42 に同じ) 3 ボランティア活動の環境整備 (1) 受け入れ体制等の整備	
風-37		風-39		

	(2) ボランティア意識の啓発 (3) ボランティアリーダーの養成 -略- (地-43 に同じ)		(2) ボランティア意識の啓発 (3) ボランティアリーダーの養成 -略- (地-43 に同じ)													
風ー 41	木更津市災害対策本部組織図 -略- (地-47 に同じ)	風ー 43	木更津市災害対策本部組織図 -略- (地-47 に同じ)													
風ー 43	災害対策本部の組織・事務分掌 -略- (地-49 に同じ)	風ー 45	災害対策本部の組織・事務分掌 -略- (地-49 に同じ)													
風ー 54	第2節 情報収集・伝達体制 (担当表内) -略- (地-59 に同じ)	風ー 56	第2節 情報収集・伝達体制 (担当表内) -略- (地-59 に同じ)													
風ー 55	1 通信体制 (1) 情報連絡体制 カ その他 ■災害通信系統図 -略- (地-60 に同じ)	風ー 57	1 通信体制 (1) 情報連絡体制 カその他 ■災害通信系統図 -略- (地-60 に同じ)													
風ー 60	2 気象情報等の収集 (1) 気象情報等 カ 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中、かつ、キキクル (危険度分布) の「 非常に危険 」(うす紫)が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測) 又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。 ■注意報・警報・特別警報実施基準 <table><tr><td>乾燥注意報</td><td>最小湿度 30%で、実効湿度 60%</td></tr><tr><td colspan="2">-略-</td></tr><tr><td>霜注意報</td><td>4月1日～5月31日最低気温 3℃以下</td></tr></table> -略-	乾燥注意報	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	-略-		霜注意報	4月1日～5月31日最低気温 3℃以下	風ー 62	2 気象情報等の収集 (1) 気象情報等 カ 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中、かつ、キキクル (危険度分布) の「危険」(紫)が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測) 又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。 ■注意報・警報・特別警報実施基準 <table><tr><td>乾燥注意報</td><td>最小湿度 30%以下で、実効湿度 60 以下%</td></tr><tr><td colspan="2">-略-</td></tr><tr><td>霜注意報</td><td>晩霜期に最低気温 3℃以下</td></tr></table> -略-	乾燥注意報	最小湿度 30%以下で、実効湿度 60 以下%	-略-		霜注意報	晩霜期に最低気温 3℃以下	県改訂 (情報の運用変更のため) 県改訂 (情報の運用変更のため)
乾燥注意報	最小湿度 30%で、実効湿度 60%															
-略-																
霜注意報	4月1日～5月31日最低気温 3℃以下															
乾燥注意報	最小湿度 30%以下で、実効湿度 60 以下%															
-略-																
霜注意報	晩霜期に最低気温 3℃以下															

風一 61	ク 火災気象通報 銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。 市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。 なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。 ■火災気象通報の基準 ①実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき ②平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上） (新設)	ク 火災気象通報 銚子地方気象台は、消防法に基づき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。<u>火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。</u> 市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。 なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。 セ 線状降水帯に関する各種情報 <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報（県気象情報の一種）が発表される。また、この線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合には、県気象情報により発表される。</u> <u>なお、実況の気象状況で、この情報が発表されたときは、避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況となる。</u>	
風一 68	第3節 水防計画 (担当表内) 2 水防組織／本部班、土木班、管理用地班、<u>資産管理班</u>、農林水産班、	風一 70 第3節 水防計画 (担当表内) 2 水防組織／本部班、土木班、管理用地班、<u>営繕班、市街地整備班、</u>	組織改正に伴う改訂

風一 68	消防部、消防団 5 水防活動／本部班、土木班、管理用地班、 <u>資産管理</u> 班、農林水産班、 消防部、消防団 2 水防組織 ■水防組織 <table><tr><td>協 力 班</td><td>市街地整備課、<u>建築指導課</u>、</td><td>(1) 各班に対する 住宅課、都市政策課</td></tr></table>	協 力 班	市街地整備課、 <u>建築指導課</u> 、	(1) 各班に対する 住宅課、都市政策課	風一 70	<u>住宅班、都市政策班</u> 、農林水産班、消防部、消防団 5 水防活動／本部班、土木班、管理用地班、 <u>営繕班、市街地整備班、</u> <u>住宅班、都市政策班</u> 、農林水産班、消防部、消防団 2 水防組織 ■水防組織 <table><tr><td>協 力 班</td><td><u>営繕課</u>、市街地整備課、住宅</td><td>(1) 各班に対する 課、都市政策課</td></tr></table>	協 力 班	<u>営繕課</u> 、市街地整備課、住宅	(1) 各班に対する 課、都市政策課	木更津市水防 計画に記載を 合せるため 木更津市水防 計画に記載を 合せるため
協 力 班	市街地整備課、 <u>建築指導課</u> 、	(1) 各班に対する 住宅課、都市政策課								
協 力 班	<u>営繕課</u> 、市街地整備課、住宅	(1) 各班に対する 課、都市政策課								
風一 71	第4節 避難計画 (担当表内) 1 避難の指示等／本部班、シティプロモーション班、 <u>社会福祉</u> 班、障 がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、 施設管理者、東日本旅客鉄道(株)	風一 73	第4節 避難計画 (担当表内) 1 避難の指示等／本部班、シティプロモーション班、 <u>福祉支援</u> 班、障 がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、 施設管理者、東日本旅客鉄道(株)	組織改正に伴 う改訂						

風一 73	1 避難の指示等 (1) 避難指示等の発令 ■避難の種類及び発令基準の目安 <table><tr><th>種類</th><th>内 容</th><th>基準（水位周知河川）</th><th>基準（土砂災害）</th><th>基準（その他）</th></tr><tr><td colspan="5">-略-</td></tr><tr><td colspan="5">-略-</td></tr><tr><td>緊急安全確保（警戒レベル５）</td><td>既に災害が発生している状況。（必ず発令されるものではない）命を守るための最善の行動を実施。</td><td>ア 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合） イ はん濫発生情報が発表されたとき ウ 堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 エ 樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合</td><td>ア 土砂災害が発生した場合 イ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</td><td>ア その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr></table>	種類	内 容	基準（水位周知河川）	基準（土砂災害）	基準（その他）	-略-					-略-					緊急安全確保（警戒レベル５）	既に災害が発生している状況。（必ず発令されるものではない）命を守るための最善の行動を実施。	ア 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合） イ はん濫発生情報が発表されたとき ウ 堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 エ 樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	ア 土砂災害が発生した場合 イ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合	ア その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき	風一 75	1 避難の指示等 (1) 避難指示等の発令 ■避難の種類及び発令基準の目安 <table><tr><th>種類</th><th>内 容</th><th>基準（水位周知河川）</th><th>基準（土砂災害）</th><th>基準（その他）</th></tr><tr><td colspan="5">-略-</td></tr><tr><td colspan="5">-略-</td></tr><tr><td>緊急安全確保（警戒レベル５）</td><td>既に災害が発生している状況。（必ず発令されるものではない）命を守るための最善の行動を実施。</td><td>ア 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合） イ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「災害切迫」の場合 ウ はん濫発生情報が発表されたとき エ 堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 オ 樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合</td><td>ア 土砂災害が発生した場合 イ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「災害切迫」の場合 ウ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</td><td>ア その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr></table>	種類	内 容	基準（水位周知河川）	基準（土砂災害）	基準（その他）	-略-					-略-					緊急安全確保（警戒レベル５）	既に災害が発生している状況。（必ず発令されるものではない）命を守るための最善の行動を実施。	ア 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合） イ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「災害切迫」の場合 ウ はん濫発生情報が発表されたとき エ 堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 オ 樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	ア 土砂災害が発生した場合 イ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「災害切迫」の場合 ウ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合	ア その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき	県改訂（情報の運用変更のため）
種類	内 容	基準（水位周知河川）	基準（土砂災害）	基準（その他）																																								
-略-																																												
-略-																																												
緊急安全確保（警戒レベル５）	既に災害が発生している状況。（必ず発令されるものではない）命を守るための最善の行動を実施。	ア 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合） イ はん濫発生情報が発表されたとき ウ 堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 エ 樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	ア 土砂災害が発生した場合 イ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合	ア その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき																																								
種類	内 容	基準（水位周知河川）	基準（土砂災害）	基準（その他）																																								
-略-																																												
-略-																																												
緊急安全確保（警戒レベル５）	既に災害が発生している状況。（必ず発令されるものではない）命を守るための最善の行動を実施。	ア 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合） イ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「災害切迫」の場合 ウ はん濫発生情報が発表されたとき エ 堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 オ 樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	ア 土砂災害が発生した場合 イ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「災害切迫」の場合 ウ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合	ア その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき																																								
風一 74	(3) 避難情報等の伝達 ア 住民への伝達 -略-（地-72 に同じ）-	風一 76	(3) 避難情報等の伝達 ア 住民への伝達 -略-（地-72 に同じ）-																																									
風一 78	第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策（担当表内） 1 避難誘導等 (3) 緊急入所等 2 避難行動要支援者の支援 (1) 避難行動要支援者の安全確保 -略-（地-77 に同じ）-	風一 80	第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策（担当表内） 1 避難誘導等 (3) 緊急入所等 2 避難行動要支援者の支援 (1) 避難行動要支援者の安全確保 -略-（地-77 に同じ）-																																									

風-79	(2) 避難生活での配慮 (4) 巡回相談等の実施 3 福祉避難所の設置 4 避難所から福祉避難所への移送 -略- (地-78 に同じ) -	風-81	(2) 避難生活での配慮 (4) 巡回相談等の実施 3 福祉避難所の設置 4 避難所から福祉避難所への移送 -略- (地-78 に同じ) -	
風-80	5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保 6 社会福祉施設入所者等への支援 (1) 安全確保 -略- (地-79 に同じ) -	風-82	5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保 6 社会福祉施設入所者等への支援 (1) 安全確保 -略- (地-79 に同じ) -	
風-85	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 (担当表内) 2 交通対策計画／管理用地班、市民活動支援班、 管財班 、木更津警察署、道路管理者 4 緊急輸送の実施／本部班、 管財班 、教育総務班、スポーツ振興班 -略- 1 災害警備計画 (1) 千葉県警察災害警備計画 ア 基本方針 <u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。</u> <u>イ 警備体制</u> <u>警察本部及び木更津警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u>	風-87	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 (担当表内) 2 交通対策計画／管理用地班、市民活動支援班、 財産活用班 、木更津警察署、道路管理者 4 緊急輸送の実施／本部班、 財産活用班 、教育総務班、スポーツ振興班 -略- 1 災害警備計画 (1) 千葉県警察災害警備計画 ア 基本方針 <u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。</u> (削除)	組織改正に伴う改訂 県改訂（千葉県警察災害警備実施計画の修正）
風-85	(ア) 災害警備本部 <u>規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合</u>	風-87	(ア) 災害警備 連絡室 <u>県内に警報（波浪警報を除く。）が発表された場合等</u>	

風ー 85	(イ)対策室 <u>災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合</u> (ウ)連絡室 <u>県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合</u> <u>ウ</u> 災害警備活動要領	風ー 87	(イ) <u>災害警備対策室</u> <u>県内で各種警報（波浪を除く。）に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合等</u> (ウ) <u>災害警備本部</u> <u>県内に特別警報が発表された場合等</u> <u>イ</u> 災害警備活動要領	県改訂（千葉 県警察災害警 備実施計画の 修正）
風ー 87	2 交通対策計画 (3) 緊急通行車両等の確認等 ア 緊急通行車両等の申請手続き <u>管財班</u>は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。 交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。	風ー 90	2 交通対策計画 (3) 緊急通行車両等の確認等 ア 緊急通行車両等の申請手続き <u>財産活用班</u>は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。 交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。	組織改正に伴 う改訂
風ー 88	4 緊急輸送の実施 (1) 車両輸送 ア 車両の確保 <u>管財班</u>は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。庁用車では不足する場合又は庁用車では輸送できない場合は、千葉県トラック協会、千葉県バス協会等の輸送業者等からトラック、バス等を調達する。 イ 燃料の確保 <u>管財班</u>は、市内の燃料販売業者からガソリン等の燃料を調達する。	風ー 93	4 緊急輸送の実施 (1) 車両輸送 ア 車両の確保 <u>財産活用班</u>は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。庁用車では不足する場合又は庁用車では輸送できない場合は、千葉県トラック協会、千葉県バス協会等の輸送業者等からトラック、バス等を調達する。 イ 燃料の確保 <u>財産活用班</u>は、市内の燃料販売業者からガソリン等の燃料を調達する。	
風ー 90	第8節 救援物資供給活動 (担当表内) -略-（地-90に同じ）-	風ー 93	第8節 救援物資供給活動 (担当表内) -略-（地-91に同じ）-	

風ー 92	2 食料・生活必需品等の供給 (2) 食料の確保 イ 食料の確保 (3) 食料の供給 -略- (地-91 に同じ) - (4) 生活必需品の確保 イ 調達の方法 (5) 生活必需品の供給 3 燃料の調達 4 救援物資の受け入れ・管理 (1) 救援物資の要請 ア 全国への要請 イ 日本赤十字社への要請 -略- (地-92 に同じ) -	風ー 95	2 食料・生活必需品等の供給 (2) 食料の確保 イ 食料の確保 (3) 食料の供給 -略- (地-92 に同じ) - (4) 生活必需品の確保 イ 調達の方法 (5) 生活必需品の供給 3 燃料の調達 4 救援物資の受け入れ・管理 (1) 救援物資の要請 ア 全国への要請 イ 日本赤十字社への要請 -略- (地-93 に同じ) -	
風ー 98	第10節 自衛隊への災害派遣要請 4 災害派遣部隊の活動 ■自衛隊の支援活動 -略- (地-98 に同じ) -	風ー 101	第10節 自衛隊への災害派遣要請 4 災害派遣部隊の活動 ■自衛隊の支援活動 -略- (地-99 に同じ) -	
風ー 100	第11節 学校等における児童・生徒の安全対策 (担当表内) -略- (地-100 に同じ) - 5 文化財の保護 -略- (地-102 に同じ) -		第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧へ移設	
風ー 104	第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 (担当表内) -略- (地-105 に同じ) -	風ー 108	第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 (担当表内) -略- (地-106 に同じ) -	
風ー 106	4 遺体の搜索処理等 (3) 遺体の処理 エ 遺体安置所の設置 オ 遺体の処理 (4) 遺体の埋火葬	風ー 110	4 遺体の搜索処理等 (3) 遺体の処理 エ 遺体安置所の設置 オ 遺体の処理 (4) 遺体の埋火葬	

風ー 107	イ 埋火葬 -略-（地-107に同じ）- ウ 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い 6 清掃及び障害物の除去 （1）災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備 （2）がれきの処理 ア 処理体制の確立 イ 処理方法 -略-（地-108に同じ）- （3）粗大ごみ、生活ごみの処理 ウ 収集処理体制 -略-（地-109に同じ）-	風ー 111	イ 埋火葬 -略-（地-108に同じ）- ウ 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い 6 清掃及び障害物の除去 （1）災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備 （2）がれきの処理 ア 処理体制の確立 イ 処理方法 -略-（地-109に同じ）- （3）片付けごみ、生活ごみの処理 ウ 収集処理体制 -略-（地-110に同じ）-	
風ー 110	第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 （担当表内） 1 応急仮設住宅の提供等 （1）被災住宅の応急修理 （2）住居障害物の除去 （3）応急仮設住宅の供給 ア 需要の把握 -略-（地-111に同じ）-	風ー 114	第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 （担当表内） 1 応急仮設住宅の提供等 （1）被災住宅の応急修理 （2）住居障害物の除去 （3）応急仮設住宅の供給 ア 需要の把握 -略-（地-112に同じ）-	
風ー 111	イ 応急仮設住宅の方法の選択 （ア）建設型応急仮設住宅 A 用地確保 -略-（地-112に同じ）-	風ー 115	イ 応急仮設住宅の方法の選択 （ア）建設型応急仮設住宅 A 用地確保 -略-（地-113に同じ）-	
風ー 112	3 り災証明の交付 （1）住家の被災調査 イ 収集報告に当たって留意すべき事項 （エ） -略-（地-113に同じ）-	風ー 116	3 り災証明の交付 （1）住家の被災調査 イ 収集報告に当たって留意すべき事項 （エ） -略-（地-114に同じ）-	
風ー	第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧	風ー	第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧	

113 風ー 116	(担当表内) 1 1 その他公共施設 施設管理者 -略- (地-114 に同じ) - 1 1 その他公共施設 -略- (地-117 に同じ) -	117 風ー 120	(担当表内) 1 1 その他公共施設 施設管理者 -略- (地-115 に同じ) - 1 1 その他公共施設 -略- (地-118 に同じ) -	
風ー 117 風ー 118 風ー 119 風ー 120	第16節 ボランティアの協力 (担当表内) -略- (地-118 に同じ) - 4 災害時におけるボランティアの登録、派遣 (1) 県担当部局による登録 -略- (地-119 に同じ) - (4) ボランティアニーズの把握 (5) 各種ボランティア団体との連携 5 ボランティア受入体制 (1) ボランティアセンターの設置 (2) 市とボランティアセンターとの調整 (3) ボランティアへの支援 -略- (地-120 に同じ) - エ ボランティアの生活環境に対する配慮等 -略- (地-121 に同じ) -	風ー 121 風ー 122 風ー 123 風ー 124	第16節 ボランティアの協力 (担当表内) -略- (地-119 に同じ) - 4 災害時におけるボランティアの登録、派遣 (1) 県担当部局による登録 -略- (地-120 に同じ) - (4) ボランティアニーズの把握 (5) 各種ボランティア団体との連携 5 ボランティア受入体制 (1) ボランティアセンターの設置 (2) 市とボランティアセンターとの調整 (3) ボランティアへの支援 -略- (地-121 に同じ) - エ ボランティアの生活環境に対する配慮等 -略- (地-122 に同じ) -	
風ー 121 風ー 122	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための措置 (担当表内) -略- 1 被災者の生活確保 (1) 被災者生活再建支援金 -略- (地-122 に同じ) - (2) 千葉県被災者生活再建支援事業 (3) 木更津市被災者生活再建支援事業 (5) 災害弔慰金等の支給等	風ー 125 風ー 126	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための措置 (担当表内) -略- 1 被災者の生活確保 (1) 被災者生活再建支援金 -略- (地-123 に同じ) - (2) 千葉県被災者生活再建支援事業 (3) 木更津市被災者生活再建支援事業 (5) 災害弔慰金等の支給等	

風-123	ア 災害弔慰金の支給 イ 災害障害見舞金の支給 ウ 災害援護資金の貸付け エ 市災害見舞金の支給 -略- (地-123 に同じ) -	風-127	ア 災害弔慰金の支給 イ 災害障害見舞金の支給 ウ 災害援護資金の貸付け -略- (地-124 に同じ) - エ 市災害見舞金の支給 -略- (地-125 に同じ) -	
風-124	(9) 義援金の取扱い イ 義援金の配分 -略- (地-125 に同じ) -	風-128	(9) 義援金の取扱い イ 義援金の配分 -略- (地-126 に同じ) -	

第4編 放射性物質事故編

※修正箇所なし

第5編 大規模火災等編

旧（令和4年改訂版）		新（令和5年改訂案）		理由
大ー 1	第1章 大規模火災対策 第2節 予防計画 3 市街地の整備 <u>都市政策課及び市街地整備課</u>は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。 また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。	大ー 1	第1章 大規模火災対策 第2節 予防計画 3 市街地の整備 市街地整備課は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。 また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。	庁内意見照会の反映
大ー 3	8 文化財の防火対策 （1）消防設備の設置・整備 文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。	大ー 3	8 文化財の防火対策 （1）消防設備の設置・整備 文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。 <u>防火施設の整備にあたっては、重要文化財（建造物）については、「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定）に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても、本指針を勘案して行う。</u>	県改訂（国の建造物等防災施設整備事業指針が示されたため）

第6編 公共交通等事故編

旧（令和4年改訂版）		新（令和5年改訂案）		理由
公ー 12	第4章 道路事故災害対策 第3節 応急対策計画 3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 ※危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」<u>「特定劇物」</u>、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。	公ー 12	第4章 道路事故災害対策 第3節 応急対策計画 3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 ※危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。	県改訂

【資料編】 被害調査範囲

旧（令和4年改訂版）					新（令和5年改訂案）					理由
資一 4	1. 3 木更津市防災会議委員名簿				資一 4	1. 3 木更津市防災会議委員名簿				会議運営体制 の見直しのた め
	該当号	機関名	職名	電話番号		該当号	機関名	職名	電話番号	
	6	市長部局内職員	木更津市副市長	23-7111		6	市長部局内職員	木更津市副市長	23-7111	
			市長公室長	//				市長公室長	//	
			総務部長	//				総務部長	//	
			企画部長	//				企画部長	//	
			財務部長	//				(削除)		
			市民部長	//				(削除)		
			健康こども部長	//				(削除)		
			福祉部長	//				(削除)		
			環境部長	//				(削除)		
			経済部長	//				(削除)		
			都市整備部長	//				(削除)		
資一 28	2 災害協定書・覚書等一覧表 (新設)				資一 28	2 災害協定書・覚書等一覧表				災害協定の締 結
	項目	No.	件名	相手方		締結年月日	主な内容	特記事項		
	協定									
	物資	32	災害時の応急物資供給等及び観光の協力に関する協定書	Space Aviation株式会社及び株式会社ホテル三日月	R5. 3. 26	災害時等に迅速な応急物資の供給等及び平常時の観光利用等を実施する。				
		33	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク	R5. 5. 30	災害時において避難所用簡易間仕切りシステム等の供給を行う。				

資一 28 資一 29 資一 32	(新設)	資一 28 資一 29 資一 32	災害 復旧	37	風水雪害、地震 その他災害時 における応急 措置に関する 協定書	木更津造 園建設業 協同組合	H26. 8. 1	避難場所に指定 している公園施 設等の機能回復 を行う。	災害協定の締 結
				45	災害時等にお ける無人航空 機等による活 動に関する協 定	特定非営 利活動法 人ロボッ トビジネ ス支援機 構 (RobiZy)	R4. 11. 18	規模災害等が発 生した場合に、 無人航空機等 による被害状況 把握や被災者 支援などの復興 及び対策支援 を実施する。	
				46	災害廃棄物等 の処理に関する 協定	株式会社 和幸	R4. 12. 9	大規模災害等 が発生した場合 に、災害廃棄物 等の処理を円滑 に実施する。	
				47	災害時等にお ける無人航空 機等による活 動に関する協 定	有限会社 アルファ	R5. 1. 31	規模災害等が発 生した場合に、 無人航空機等 による被害状況 把握や被災者 支援などの復興 及び対策支援 を実施する。	
				48	災害時の市有 施設の応急処 置及び応急仮 設住宅の建設 に関する協定	株式会社 キミツ鐵 構建設	R5. 5. 12	災害拠点として 使用する市有施 設の応急処置及 び被災者が一時 的に居住する 応急仮設住宅を 建設する。	

資一 32	(新設)	資一 32	49 木更津市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 施設利用 93 災害発生時における施設利用等に関する協定 災害対策拠点 94 災害対策拠点事業に関する協定 社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会 学校法人 紅陵学院 公益財団法人 日本財団 R5. 8. 4 R5. 5. 29 R5. 3. 27 市民生活の安定を図るため、災害時のボランティア活動等について協力。 災害時における避難施設の利用に関して必要な事項を定める。 災害対策拠点の整備ならびに運営を円滑に実施する。 災害協定の締結																															
資一 32	3. 2 防災関係機関名簿 1 市の機関 <table><tr><td>名 称</td><td>所 在 地</td><td>電話番号</td></tr><tr><td>木更津市火葬場</td><td>大久保 840-3</td><td>(37) 3874</td></tr></table>	名 称	所 在 地	電話番号	木更津市火葬場	大久保 840-3	(37) 3874	資一 32	3. 2 防災関係機関名簿 1 市の機関 <table><tr><td>名 称</td><td>所 在 地</td><td>電話番号</td></tr><tr><td>木更津市火葬場</td><td>大久保 843-1</td><td>(37) 3874</td></tr></table>	名 称	所 在 地	電話番号	木更津市火葬場	大久保 843-1	(37) 3874																			
名 称	所 在 地	電話番号																																
木更津市火葬場	大久保 840-3	(37) 3874																																
名 称	所 在 地	電話番号																																
木更津市火葬場	大久保 843-1	(37) 3874																																
資一 33	3 災害対策 3. 1 避難場所等一覧 指定避難所・指定緊急避難場所 (新設)	資一 34	3 災害対策 3. 1 避難場所等一覧 指定避難所・指定緊急避難場所 <table><tr><td></td><td>名 称</td><td>所 在 地</td><td>電話 番号</td><td>指定避難所</td><td colspan="5">指定緊急避難場所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>地 震</td><td>津 波</td><td>洪水</td><td>土 砂</td><td>高 潮</td></tr><tr><td>53</td><td>清和大学</td><td>東太田 3-4-5</td><td>30-5555</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>		名 称	所 在 地	電話 番号	指定避難所	指定緊急避難場所										地 震	津 波	洪水	土 砂	高 潮	53	清和大学	東太田 3-4-5	30-5555	○	○	○	○	○	○	指定避難所追加に伴う
	名 称	所 在 地	電話 番号	指定避難所	指定緊急避難場所																													
					地 震	津 波	洪水	土 砂	高 潮																									
53	清和大学	東太田 3-4-5	30-5555	○	○	○	○	○	○																									
資一 34	津波避難ビル (新設)	資一 35	津波避難ビル <table><tr><td></td><td>名 称</td><td>所 在 地</td><td>階建</td><td>避難部分</td><td>収容人数</td></tr><tr><td>16</td><td>金田地域交流センター</td><td>金田東 6-11-1</td><td>3 階</td><td>2 階、3 階・屋上</td><td>2,700</td></tr></table>		名 称	所 在 地	階建	避難部分	収容人数	16	金田地域交流センター	金田東 6-11-1	3 階	2 階、3 階・屋上	2,700	津波避難ビル追加に伴う																		
	名 称	所 在 地	階建	避難部分	収容人数																													
16	金田地域交流センター	金田東 6-11-1	3 階	2 階、3 階・屋上	2,700																													
資一 37	3. 4 応急仮設住宅設置予定箇所 <table><tr><td>予 定 地</td><td>面 積</td><td>戸 数</td></tr><tr><td>旧真舟学校（仮称）用地</td><td>6,818 m²</td><td>32 戸</td></tr><tr><td>大久保小学校（仮称）用地</td><td>14,181 m²</td><td>120 戸</td></tr><tr><td>港南台中央公園</td><td>9,300 m²</td><td>56 戸</td></tr></table>	予 定 地	面 積	戸 数	旧真舟学校（仮称）用地	6,818 m ²	32 戸	大久保小学校（仮称）用地	14,181 m ²	120 戸	港南台中央公園	9,300 m ²	56 戸	資一 38	3. 4 応急仮設住宅設置予定箇所 <table><tr><td>予 定 地</td><td>面 積</td><td>戸 数</td></tr><tr><td>旧真舟学校（仮称）用地</td><td>6,818 m²</td><td>32 戸</td></tr><tr><td>大久保小学校（仮称）用地</td><td>14,181 m²</td><td>120 戸</td></tr><tr><td>港南台中央公園</td><td>9,300 m²</td><td>56 戸</td></tr></table>	予 定 地	面 積	戸 数	旧真舟学校（仮称）用地	6,818 m ²	32 戸	大久保小学校（仮称）用地	14,181 m ²	120 戸	港南台中央公園	9,300 m ²	56 戸	応急仮設住宅設置予定箇所の追加に伴う						
予 定 地	面 積	戸 数																																
旧真舟学校（仮称）用地	6,818 m ²	32 戸																																
大久保小学校（仮称）用地	14,181 m ²	120 戸																																
港南台中央公園	9,300 m ²	56 戸																																
予 定 地	面 積	戸 数																																
旧真舟学校（仮称）用地	6,818 m ²	32 戸																																
大久保小学校（仮称）用地	14,181 m ²	120 戸																																
港南台中央公園	9,300 m ²	56 戸																																

–57–

	食器・調理器等	炊飯袋	枚	3,000			〃	米粉クッキー	箱	1	48食	
	〃	哺乳瓶	本	60			〃	アルファ米	箱	156	7,800食	
	〃	カセットコンロ	個	10			食器・調理器等	哺乳瓶	本	60		
	〃	かまどセット	セット	2			〃	哺乳瓶(使い切り)	本	362		
	飲料	保存水(合計)	ℓ	26,580			〃	カセットコンロ	個	19		
	給水資機材	給水袋(5ℓ)	枚	7,400			〃	かまどセット	セット	2		
	〃	給水袋(10ℓ)	枚	1,000			飲料	保存水(合計)	ℓ	21,864		
	〃	ポリタンク	個	45			〃	粉ミルク	箱	5	432回分	
	〃	給水バルーン5,000ℓ	式	5			〃	液体ミルク	本	196	1本240ml	
	〃	災害用浄水機	台	7			〃	野菜ジュース	箱	87	2,610食分	
	〃	簡易型浄水機(手動式)	台	6			給水資機材	給水袋(5ℓ)	枚	7,400		
	〃	災害用造水機	台	1			〃	給水袋(6ℓ)背負い紐付	枚	300		
	寝具	毛布	枚	2,272			〃	給水袋(10ℓ)	枚	1,000		
	衛生用品	生理用パッキン	枚	29,120			〃	ポリタンク	個	45		
	〃	歯磨き粉付歯ブラシセット	本	14,400			〃	給水バルーン5,000ℓ	式	5		
	〃	ホルソーブ	個	12,000			〃	災害用浄水機	台	7		
	〃	幼児おむつ	枚	7,316			〃	簡易型浄水機(手動式)	台	6		
	〃	大人おむつ(Lサイズ)	枚	3,280			〃	災害用造水機	台	1		
	〃	尿取パット	枚	3,900			寝具	毛布	枚	3,097		
	〃	組立式簡易トイレ	個	1,314			〃	段ボールベッド	個	99		
	〃	トイレ用パーソナルテント	式	20			〃	災害用簡易エアマット	個	240		
	〃	トイレトイペーパー	箱	15			衛生用品	生理用パッキン	箱	55		
	〃	カルシウムパック	箱	20			〃	歯磨き粉付歯ブラシセット	本	14,400		
	〃	脱脂綿	箱	19			〃	ホルソーブ	個	12,000		
	〃	ティッシュ	箱	12			〃	幼児おむつ	枚	7,290		
	照明	ローソク	本	4,176			〃	子ども用おむつ	枚	3,096		
	〃	懐中電灯強力ライト	個	164			〃	大人おむつ	枚	3,792		
	〃	投光用スポット	個	43			〃	尿取パット	枚	4,344		
	〃	投光用三脚	脚	43			〃	組立式簡易トイレ	個	1,176		

	〃	防雨フット	個	30			〃	簡易トイレ凝固剤	箱	25	
	〃	ランタン	個	16			〃	汚物収納袋セット	箱	10	
	電 源	乾電池（単一）	個	272			〃	トイレ用パーソナルセント	式	20	
	〃	小型発電機	台	38			〃	トイレトペーパー	箱	26	
	〃	コードリール	個	21			〃	カルシウムパック	箱	24	
	燃 料	マッチ	個	150			〃	脱脂綿	箱	19	
	〃	レギュラーガソリン缶詰 （10）	缶	102			〃	ティッシュ	箱	12	
	〃	ガソリン携行缶（200）	缶	2			照 明	ローソク	本	4,347	
	救護・救助資器材	救急箱（50人用）	箱	34			〃	LED 強力ライト	個	56	
	〃	担架	台	26			〃	投光用スット	個	2	
	〃	折畳みリヤカー	台	12			〃	投光用三脚	脚	2	
	消火資機材	三角バケツ	個	121			照 明	ランタン	個	16	
	〃	バケツ	個	40			〃	LED 投光器	個	36	
	誘導資機材	拡声器	個	30			〃	高照度 LED 照明スタンド	個	36	
	〃	プロクター	本	20			電 源	乾電池（単一）	個	298	
	〃	避難誘導旗	本	8			〃	発電機	台	61	
	装 備	軍手	双	1,000			〃	パワームーバー	台	4	
	〃	ヘルメット	個	419			〃	ELIYY Power	台	1	
	〃	災害用腕章	枚	230			〃	コードリール	個	62	
	〃	雨合羽	着	110			燃 料	マッチ	個	150	
	〃	長靴	足	70			〃	カセットボンベ	組	9	
	〃	作業服（上・女）	着	20			〃	2 サイクル混合ガソリン （1L）	缶	67	
	〃	作業服（下・女）	着	20			〃	ソーチェンオイル（10）	本	19	
	〃	防寒服	着	20			〃	発電機用レギュラーガソリン 缶詰（10）	缶	183	
	〃	半長靴	足	20			〃	発電機用4サイクルオイル （10）	缶	68	
	工 具	パイル	本	1,460			〃	ガソリン携行缶（200用）	缶	2	
	〃	パール	本	121			〃	2 エンジンオイル（10）	缶	14	
	〃	折ノコギリ	本	102							
	〃	スコップ	本	94							

	〃	ノコギリ	本	51			救護・救助資器材	救急箱（50人用）	箱	36	
	〃	かけや	本	27			〃	担架	台	29	
	〃	つるはし	本	22			〃	折り畳み式携帯担架	個	35	
	〃	万能斧	本	18			消火資機材	三角バケツ	個	121	
	〃	ロープ	巻	15			〃	バケツ	個	62	
	〃	なた	本	7			誘導資機材	拡声器	個	33	
	〃	工具セット	セット	1			〃	プラカード	本	20	
	機械工具	チェーンソー	台	22			〃	避難誘導旗	本	8	
	〃	エンジンカッター	台	14			装 備	軍手	双	1,000	
	〃	チェーンソー替刃	本	37			〃	ヘルメット	個	168	
	〃	混合ガソリン缶詰（2サイクル ガソリン：450ml）	缶	330			〃	災害用腕章	枚	230	
	〃	ソーチェンオイル（10）	本	116			〃	雨合羽	着	110	
	〃	エンジンオイル（10）	缶	24			〃	長靴	足	70	
	その他	土嚢袋	枚	16,300			〃	作業服（上・女）	着	20	
	〃	土嚢	個	2100			〃	作業服（下・女）	着	20	
	〃	防水シート	枚	200			〃	防寒服	着	20	
	〃	カラーコーン	個	108			〃	半長靴	足	20	
	〃	コーンベース	個	108			〃	チャップス	着	14	
	〃	コーンバー	本	78			工 具	パイル	本	1,460	
	〃	石灰	袋	30			〃	バール	本	129	
	〃	はしご	台	16			〃	折ノコギリ	本	114	
	〃	切り丸太	本	10			〃	スコップ	本	93	
	〃	テント	組	7			〃	ノコギリ	本	51	
	〃	天気図黒板	台	1			〃	かけや	本	29	
	〃	物干し竿・台	組	1			〃	つるはし	本	23	
							〃	万能斧	本	18	
							〃	ロープ	巻	15	
							〃	なた	本	7	
							〃	工具セット	セット	1	
							機械工具	チェーンソー	台	14	

				//	エンジンカッター	台	9		
				//	チェンソー替刃	本	58		
				その他	土嚢袋	枚	20,000		
				//	防水シート	枚	200		
				//	カーコーン	個	195		
				//	コーンベース	個	249		
				//	コーンバー	本	89		
				//	石灰	袋	30		
				//	はしご	台	18		
				//	切り丸太	本	10		
				//	テント	組	7		
				//	天気図黒板	台	1		
				//	物干し竿・台	組	1		
				//	折畳みリヤカー	台	13		
				//	油吸着材	箱	17		
				//	オイルフェンス	メ	4		
				//	カセットボンベ式ストーブ	機	3		
				//	プライベートテント	機	36		
				//	ベンリー間仕切り BMU-3	基	170		
				//	簡易間仕切り+暖ボール畳	組	1		
				//	防災用弾性ストッキング	箱	1		
				//	アルミワンタッチテント	組	8		
				//	エアテント	組	4		
				//	ワンタッチベンリーテント	組	200		
				//	ベビーにこっと	基	168		
				//	仮設集合トイレ	基	12		
資一 98	7 被害調査班担当区域	資一 98	7 被害調査班担当区域	調査区域の見直し					
	市長公室	大久保・八幡台・羽鳥野・上烏田・中烏田・下烏田	市長公室	岩根・高砂・本郷・高柳・若葉町・大久保・八幡台・羽鳥野・上烏田・中烏田・下烏田					
	総務部	岩根・高砂・本郷・高柳・若葉町・中島・瓜倉・	総務部	中島・瓜倉・畔戸・牛込・中野・北浜町・金田東					

	畔戸・牛込・中野・北浜町・金田東・潮見・築地・木材港・潮浜・新港 (新設) 健康こども部 畑沢・畑沢南・港南台・小浜		資産管理部 健康こども部 発災前後から市内全域対応 潮見・築地・木材港・潮浜・新港・畑沢・畑沢南・港南台・小浜	
--	---	--	--	--

【協 定 編】

旧（令和４年改訂版）		新（令和５年改訂案）		理由
	なし	協一 59	<u>3 2 災害時の応急物資供給等及び観光の協力に関する協定を追加</u>	災害協定の締結
	なし	協一 61	<u>3 3 簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定を追加</u>	
	なし	協一 65	<u>3 7 風水雪害、地震その他災害時における応急措置に関する協定を追加</u>	
	なし	協一 81	<u>4 5 災害時等における無人航空機等による活動に関する協定を追加</u>	
	なし	協一 84	<u>4 6 災害廃棄物等の処理に関する協定を追加</u>	
	なし	協一 86	<u>4 7 災害時等における無人航空機等による活動に関する協定を追加</u>	
	なし	協一 88	<u>4 8 災害時の市有施設の応急処置及び応急仮設住宅の建設に関する協定を追加</u>	
	なし	協一 89	<u>4 9 木更津市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を追加</u>	
	なし	協一 170	<u>9 3 災害発生時における施設利用等に関する協定を追加</u>	
	なし	協一 172	<u>9 4 災害対策拠点事業に関する協定を追加</u>	

その他共通

旧（令和4年改訂版）	新（令和5年改訂案）	改訂理由
東京ガスネットワーク(株)	東京ガス(株)	機関名の変更

旧（令和4年改訂版）					新（令和5年改訂案）					理由
地一 49	災害対策本部の組織・事務分掌				地一 49	災害対策本部の組織・事務分掌				被害調査班に係る所掌事務の記載方法の見直し 【備考】 ○他部等についても同様に修正 ○風水害編も同様に修正 ○各ページ下部に「※担当区域は、「資料編 7 被害調査班担当区域」のとおり」を追加
	部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の対策班	実施時期 警 初 避 生 戒 動 難 活 期 期 期 期	所掌事務		部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の対策班	実施時期 警 初 避 生 戒 動 難 活 期 期 期 期	所掌事務	
	市長公室部	被害調査班 ▲		夫久保、八幡台、羽鳥野、上烏田、中烏田及び下烏田の被害状況の把握に関すること。		市長公室部	被害調査班 ▲		担当区域*の被害状況の把握に関すること。	
	全体共通	各部の主管班 ●		部内の連絡調整に関すること。		全体共通	各部の主管班 ●		部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。	
		各部の被害調査班▲		担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。			各部の被害調査班▲		担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。	
					※担当区域は、「資料編 7 被害調査班担当区域」のとおり					